



一関市高齢者福祉計画

人と人、地域と地域が結び合い
未来輝く“いちのせき”

平成27年(2015年) 3月

一 関 市

は じ め に



一関市長 勝 部 修

我が国の総人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在で約 1 億 2,730 万人となっており、平成 20 年をピークに減少しております。一方で同日現在における 65 歳以上の高齢者人口は、過去最高の約 3,190 万人、高齢化率は 25.1%でそれぞれ過去最高となりました。

当市においては、全国平均よりも早いペースで高齢化が進み、本年 2 月末現在の高齢化率は約 32.4%となっております。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、当市は、平成 32 年(2020 年)に 65 歳以上人口がピークを迎え、平成 42 年(2030 年)には高齢化率が 40%を超えると推計されており、今後ますます高齢化社会に対応した地域づくりが必要になってまいります。

高齢化の一層の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や、寝たきり、認知症などで介護を要する高齢者の増加も見込まれる中であって、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が日常生活の場で適切に提供される地域包括ケア体制の構築が求められており、行政、地域、関係機関、事業者などがこれまで以上に連携し、高齢者の生活を支えていく必要があります。

また、高齢化が進んでいく中で、健康で長生きすることが何より大切であり、この「健康長寿」を重視した取り組みが重要であると考えております。

このため、今回の計画では、「健康づくりの推進と介護予防の充実」「生きがいくりの推進」「ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進」を柱として、健康的な生活習慣づくりや認知症対策の推進、相談支援体制の充実などに努めていくこととしております。

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉計画策定委員の皆様、保健福祉関係者や市民の皆様から多くのご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

今後も、行政と市民、自治会、介護サービス事業者、ボランティア団体、その他関係団体等の方々と連携を図りながら、高齢者福祉の推進に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 27 (2015) 年 3 月

一 関市高齢者福祉計画

目 次

○ 序 論

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の性格	1
第3	基本理念	2
第4	計画の策定体制	2
第5	計画の期間	2
第6	高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係	3

○ 本 論

第1章 高齢者の現状

1	人口	4
2	高齢者世帯の状況	8
3	要支援・要介護者の状況	9
4	高齢者の就業の状況	11

第2章 保健サービスの現状

第1	健康なからだづくり	12
1	食生活改善推進員養成・食生活改善普及の推進	12
2	健康教育・生活習慣改善指導	13
3	健康相談	13
4	玄米二ギ二ギ体操	13
第2	病気の予防・早期発見・早期治療	14
1	主要死因	14
2	各種検診等	15
	(1) 特定健康診査受診状況(対象者40歳~74歳)	15
	(2) 後期高齢者健康診査受診状況(対象者75歳以上)	15
	(3) がん検診・結核健診受診状況	16
	(4) 成人歯科健康診査受診状況	16
第3	寝たきりや認知症を予防し、健康で暮らすために	17
1	訪問指導	17
2	訪問歯科診療	17

第3章 福祉サービスの現状

第1 地域支援事業	18
1 介護予防事業	18
(1) 二次予防事業の対象者把握事業	18
(2) 二次予防事業	18
(3) 一般高齢者を対象とした事業	20
2 任意事業	21
(1) 家族介護用品支給事業	21
(2) 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	21
第2 介護保険以外の福祉サービス	22
1 生活支援サービス	22
(1) 生活管理指導員派遣事業	22
(2) 生活管理指導短期宿泊事業	22
(3) 生きがいデイサービス事業	23
(4) 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	23
(5) 緊急通報体制等整備事業	23
(6) 福祉乗車券交付事業	24
(7) 食の自立支援事業（配食サービス事業）	24
2 家族介護支援サービス	25
(1) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	25
(2) 外出支援サービス事業	25
第3 福祉施設サービス	26
1 養護老人ホーム	26
2 生活支援ハウス	26
3 老人福祉センター	27
4 軽費老人ホーム（ケアハウス）	27
第4 相談支援サービス	28
1 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）	28
2 在宅介護支援センター	29
第5 社会参加・生きがい対策	30
1 老人クラブ	30
2 高齢者学級の開催	30
3 世代間交流活動	30
4 スポーツ・趣味活動	30
(1) いきいきシニアスポーツ大会の開催	31
(2) スポーツ・レクリエーション大会の開催	31
(3) 囲碁・将棋大会の開催	31
(4) 創作活動	31
5 敬老会事業	31
6 満百歳記念祝事業	32
7 シニア社会貢献支援事業	32
8 シルバー人材センター	32

第6	市民参加型サービス	33
1	地区福祉活動	33
2	ボランティア活動	33
第7	介護保険サービス	34
1	サービス利用者の状況	34
2	サービス種類別の利用状況	34
	（1）介護サービス（要介護）の利用状況	34
	（2）介護予防サービス（要支援）の利用状況	35
3	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所状況	36
4	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者状況	38
第8	社会福祉協議会等が実施している主な事業	39
1	在宅ひとり暮らし高齢者交流会事業	39
2	在宅介護者リフレッシュサービス	39
3	在宅理髪サービス	39
4	小地域福祉推進事業	40
5	ふれあいサロン	40
6	日常生活自立支援事業	40

第4章 重点施策とその取り組み

第1	重点課題と施策の方向	41
第2	取り組み方針	43
◇	健康づくりの推進と介護予防の充実に向けて	43
1	健康的な生活習慣づくりの促進	43
2	生活習慣病の発症予防・早期発見・早期治療・重症化予防	43
	（1）生活習慣予防対策の推進	43
	（2）健康管理の意識啓発と支援	43
3	要介護・要支援状態の発生予防と認知症の予防	43
	（1）介護予防の普及・啓発	43
	（2）介護予防事業の実施	44
	（3）介護予防ボランティアの養成	44
	（4）認知症に関する知識の普及と予防	44
4	歯科保健サービスの実施	44
◇	生きがいづくりに向けて	44
1	学習機会の充実・生涯スポーツの促進	44
2	雇用・就業機会の確保	44
3	老人クラブの支援	45
4	地域・世代間交流の促進	45
5	高齢者の多様な活動の場の充実	45
6	シニア活動プラザの活用	45

◇	ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向けて	46
1	在宅生活環境の整備	46
	（1）身近な地域の福祉づくりの促進	46
	（2）生活支援ネットワークの整備	47
	（3）生活支援サービスの充実	47
	（4）家族介護支援対策の推進	50
	（5）低所得者対策の推進	51
	（6）居住関係施策の推進	51
2	相談支援体制の充実	56
	（1）地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）の充実	56
	（2）在宅介護支援センター	57
3	災害時支援体制の整備	57
	（1）避難行動要支援者名簿の作成と情報提供	57
	（2）名簿情報の活用による災害時の避難支援	58
4	権利擁護等への対応	58
	（1）日常生活自立支援事業の活用	58
	（2）成年後見制度の周知	58
5	医療と介護の連携の推進	58
6	介護人材確保の推進	59
7	認知症高齢者支援対策の推進	59
	（1）認知症予防と知識の普及	59
	（2）早期発見体制の推進	59
	（3）関係機関とのネットワーク	59
	（4）認知症高齢者支援体制の確立	59
	（5）認知症ケアパスの作成・普及	60
第5章 サービスの整備目標		
1	在宅福祉サービス	61
2	老人福祉施設サービス	62
3	介護保険施設等サービス	63
○	資料編	
	用語解説	64
	一 関市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	70
	一 関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	71

序

論

第1 計画策定の趣旨

- ◎ 高齢者福祉計画は、豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するものです。
一 関市総合計画の基本理念のもとに、平成29年度を目標とする「一関市高齢者福祉計画」を策定します。
- ◎ 高齢化が急速に進行していく中で、本市においても10人に3人が高齢者という、超高齢社会を迎えております。高齢者が健康で生きいきとした生活を送るためには、自ら健康なからだづくりと生きがいづくりに努め、また、介護が必要になった場合でも、質の高いサービスを受けられるとともに、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体で支え合う豊かな地域社会の実現が求められています。
- ◎ 高齢者の介護については、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の育成と確保、また認知症対策の充実などが課題となっています。
- ◎ このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようになるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいく必要があります。そのためには、医療と介護の連携をさらに充実すると共に、サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に連携し、高齢者の生活を支えていくことが求められています。
なお、高齢者福祉施策の推進には、成人期からの健康づくりや疾病予防等が極めて緊密に関連することから、成人や高齢者を対象とした保健施策についての実施計画を含むものです。
- ◎ 高齢者福祉計画は、一関地区広域行政組合の第6期介護保険事業計画との整合性を図り、現行計画の事務事業や目標指標などの見直しを行い策定するものです。

第2 計画の性格

- ◎ この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく老人福祉計画であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく介護保険事業計画と整合を図りながら策定するものです。また、今後策定予定の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画に反映できるよう策定するものです。
- ◎ この計画は、本市における高齢者の福祉施策を推進する実施計画であり、市民、関係機関、行政の行動指針となるものです。

第3 基本理念

人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く

“いちのせき”

いいきいきとした長寿のまちづくり

ち地域で支え合う優しさのまちづくり

の伸び伸びと暮らせる快適環境のまちづくり

せ世代を越えたふれあい交流のまちづくり

き希望に満ちた連帯のまちづくり

第4 計画の策定体制

- ◎ 計画の策定にあたっては、一関市総合計画、健康いちのせき 21、一関市障がい者福祉計画、第6期介護保険事業計画及び、現在策定を進めている一関市地域福祉計画などとの整合を図るため、一関地区広域行政組合及び庁内関係課との連携はもとより、一般市民の方や専門分野の方にも参加をいただき策定委員会を設置し、ご意見をうかがいながら策定するものです。

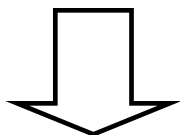
第5 計画の期間

- ◎ 計画期間は、平成27年度を初年度とし、平成29年度までの3年間とします。

第6 高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係

- ◎ この一関市高齢者福祉計画と一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画の関係については次のとおりです。
- ◎ 高齢者全般に係る福祉施策のうち介護保険部分は、一関地区広域行政組合が担うこととなります。

一関市が実施



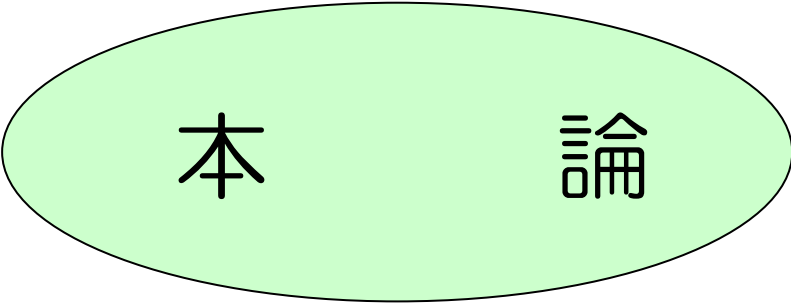
一関地区広域行政組合が実施

高齢者福祉計画

- 健康づくりの推進と介護予防の充実
 - ・健康的な生活習慣づくり
 - ・生活習慣病の予防・早期発見・早期治療
 - ・寝たきりや認知症の予防と要介護(要支援)状態の発生予防
- 生きがいづくりの推進
 - ・社会活動への参加、地域内交流の促進
- ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進
 - ・地域支援(地域包括ケア)体制整備の促進
 - ・相談支援(特にも虐待防止・権利擁護の相談支援)の充実
 - ・認知症高齢者支援対策の推進
(認知症ケアパス、徘徊SOSネットワーク、初期集中支援チーム)
 - ・権利擁護等への対応
 - ・介護人材の養成・確保対策

介護保険事業計画

高齢者福祉施策の一部である
介護保険事業計画(介護給付、予
防給付、地域支援事業)



第1章 高齢者の現状

◎ 人口、世帯などの基本的なことについて高齢者の現状をまとめています。ここで用いている人口などの数値は一関市住民基本台帳を使用しています。

1 人口

平成26年10月1日現在、高齢者人口は39,919人、高齢化率は32.0%です。

○ 平成26年10月1日現在の一関市における総人口は124,663人で、そのうち65歳以上の高齢者は39,919人です。高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める比率）は32.0%で、およそ3人に1人が高齢者となっています。また、75歳以上の高齢者（後期高齢者）は23,082人で、後期高齢化率は18.5%となっています。

【表1】人口構成

(単位:人、%)

区分	人口	構成比	男	女
総人口	124,663	100.0	60,302	64,361
15歳未満	14,416	11.6	7,419	6,997
15~39歳	28,277	22.7	14,698	13,579
40~64歳	42,051	33.7	21,583	20,468
生産年齢人口	70,328	56.4	36,281	34,047
65~69歳	8,860	7.1	4,503	4,357
70~74歳	7,977	6.4	3,630	4,347
前期高齢者	16,837	13.5	8,133	8,704
75~79歳	7,960	6.4	3,351	4,609
80~84歳	7,407	5.9	2,833	4,574
85歳以上	7,715	6.2	2,285	5,430
後期高齢者	23,082	18.5	8,469	14,613
高齢者人口	39,919	32.0	16,602	23,317

資料：一関市住民基本台帳、平成26年10月1日現在

- 平成2年からの人口推移を見ると、平成26年までの24年間で人口は144,896人から124,663人と20,233人減少、15歳未満の人口も26,894人から14,416人に激減していますが、高齢者人口は25,211人から39,919人に増え、高齢化率も17.4%から32.0%に増加し、高齢社会が着実に進行しています。

【表2】年齢3階層人口推移

(単位：人、%)

区 分	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成26	24年間の増減数
総人口	144,896	143,974	140,825	135,722	127,642	124,663	△20,233
15歳未満	26,894	23,337	20,286	17,951	15,840	14,416	△12,478
15～64歳	92,791	89,757	84,860	79,283	72,936	70,328	△22,463
65歳以上	25,211	30,880	35,564	38,022	38,622	39,919	14,708
高齢化率	17.4	21.4	25.3	28.0	30.3	32.0	14.6

資料：国勢調査、一関市住民基本台帳

(注1) 12年、17年、22年の調査では、年齢不詳があったため合計が総人口に一致しません。

(注2) 26年は一関市住民基本台帳(平成26年10月1日現在)によります。

- 人口推計では、人口は今後とも減少傾向が続き、平成37年には、平成26年に比べ約20,000人減少すると推計されます。高齢化率は6.8ポイント増加し、38%を超える時代を迎えることとなります。

【表3】年齢3階層別推計人口

(単位：人、%)

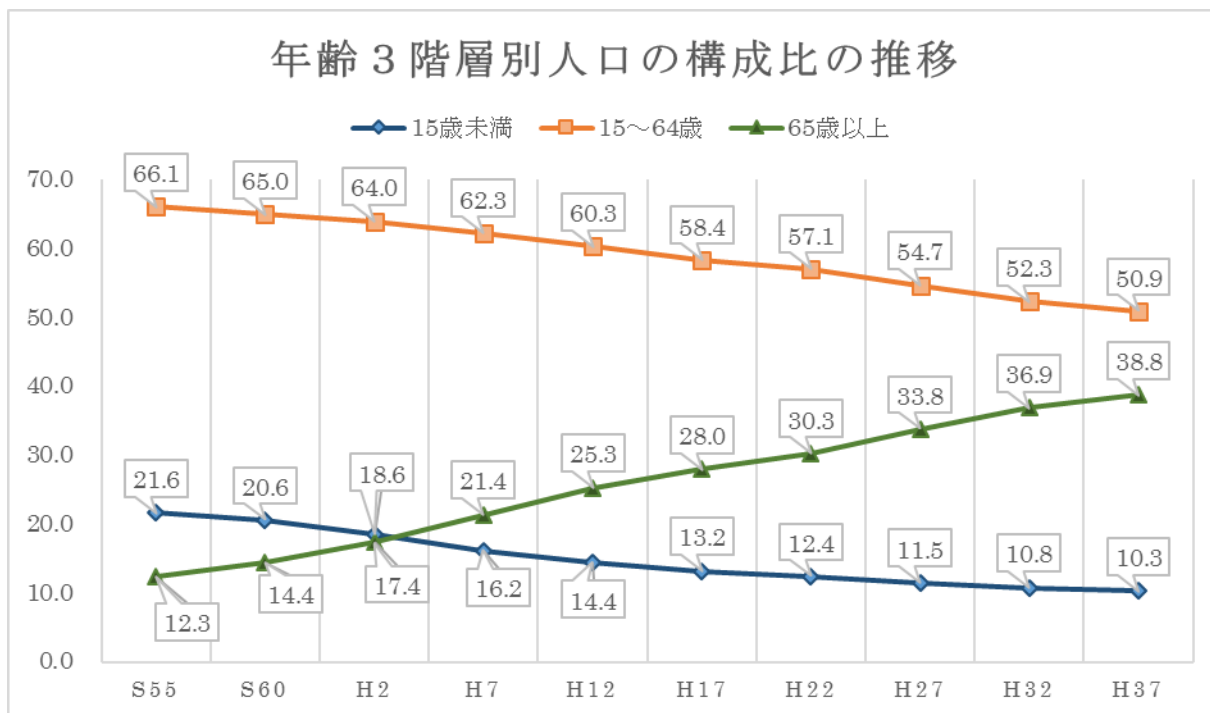
区 分	平成26	平成32	平成37	11年間の増減数
総人口	124,663	112,705	104,566	△20,097
15歳未満	14,416	12,207	10,727	△3,689
15～64歳	70,328	58,952	53,246	△17,082
65歳以上	39,919	41,546	40,593	674
高齢化率	32.0	36.9	38.8	6.8

資料：一関市住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所

(注1) 26年は一関市住民基本台帳(平成26年10月1日現在)によります。

(注2) 32年、37年は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口です。

【グラフ1】 年齢3階層別の推計

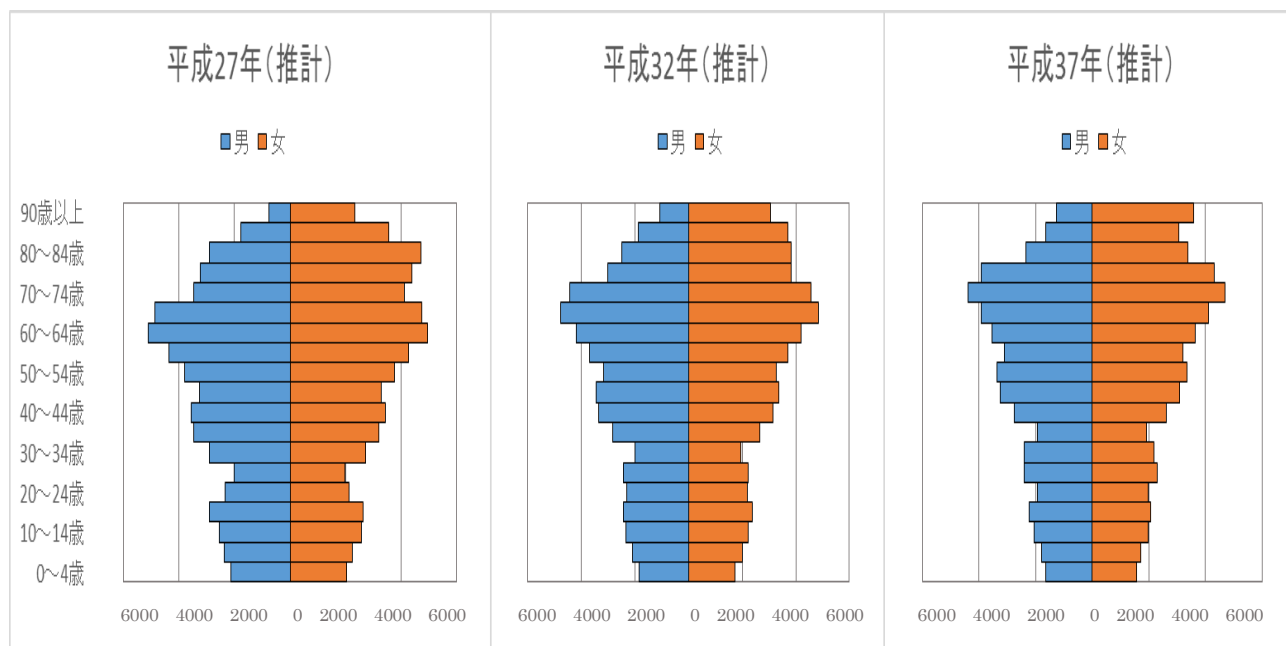


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

(注1) 27年、32年、37年は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口です。

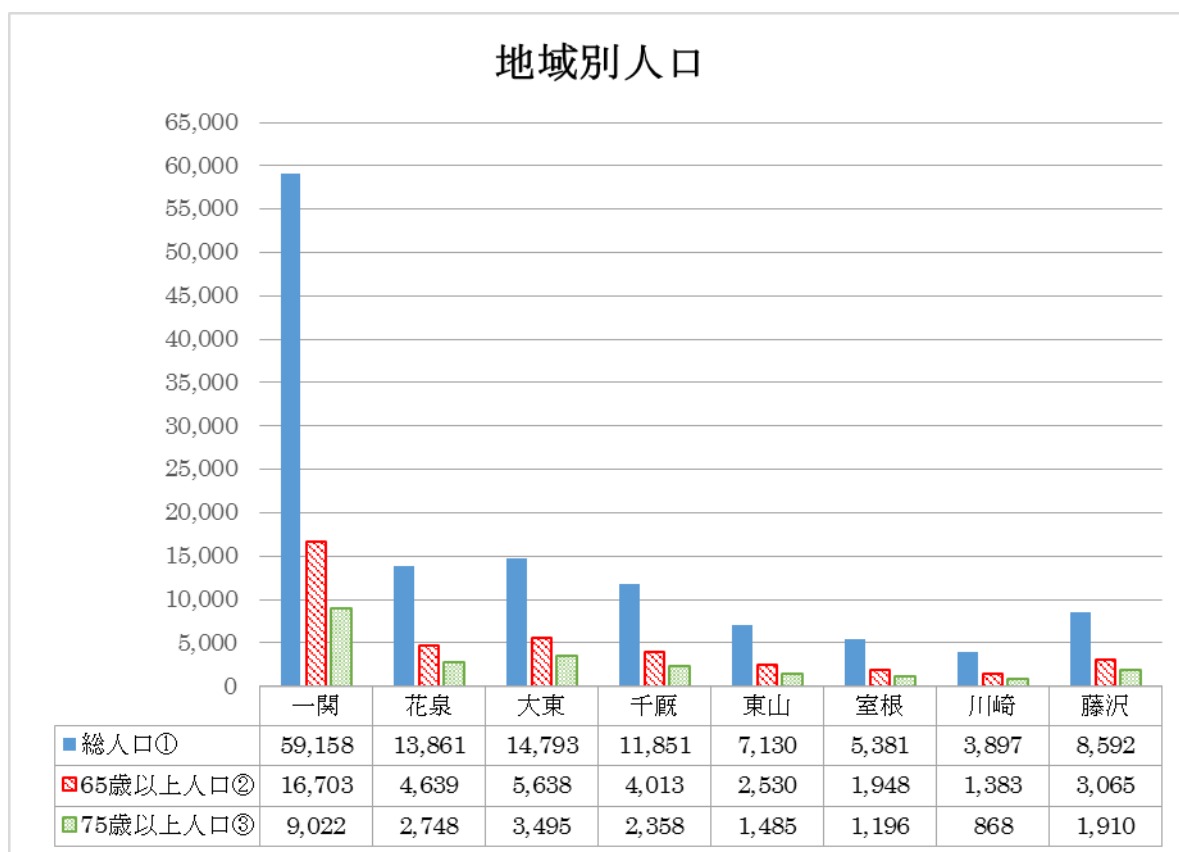
(注2) 各年度国勢調査において年齢不詳等により構成比が100%にならない年があります。

【グラフ2】 人口ピラミッド



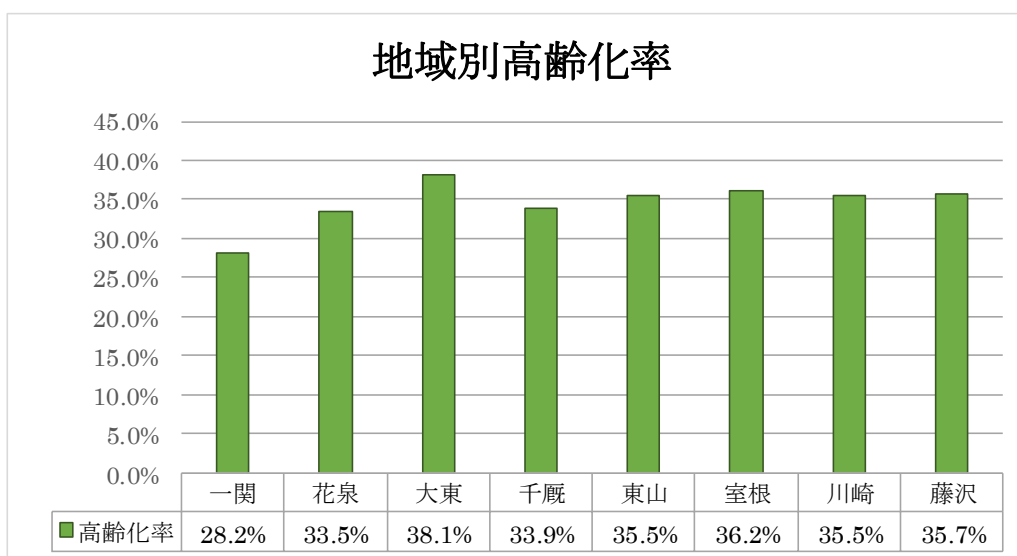
資料：国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

【グラフ3】 地域別人口



資料：一関市住民基本台帳、平成 26 年 10 月 1 日現在

【グラフ4】 地域別高齢化率



資料：一関市住民基本台帳、平成 26 年 10 月 1 日現在

2 高齢者世帯の状況

全世帯に占める、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯は 18.2%となっています。

- ひとり暮らし高齢者世帯は、3年間で336世帯が増加しています。
- 夫婦など65歳以上の高齢者のみ世帯は、3年間で278世帯が増加しています。
- ひとり暮らし高齢者世帯は全世帯数の9.0%、夫婦など65歳以上の高齢者のみ世帯は全世帯の9.2%を占めています。

【表4】 高齢者世帯の構成

(単位：世帯数、%)

区 分	平成 23 年度			平成 26 年度			3年間の 増減数	
		全世帯数	構成比		全世帯数	構成比	世帯数	構成比
ひとり暮らし高齢者	3,810	45,578	8.4	4,146	46,219	9.0	336	0.6
一 関	1,768	23,199	7.6	1,993	23,736	8.4	225	0.8
花 泉	391	4,713	8.3	439	4,686	9.4	48	1.1
大 東	552	5,138	10.7	599	5,156	11.6	47	0.9
千 厩	377	4,165	9.1	407	4,257	9.6	30	0.5
東 山	185	2,370	7.8	176	2,361	7.5	△ 9	△ 0.3
室 根	148	1,745	8.5	158	1,812	8.7	10	0.2
川 崎	110	1,297	8.5	111	1,294	8.6	1	0.1
藤 沢	279	2,951	9.5	263	2,917	9.0	△ 16	△ 0.5
高齢者のみ世帯	3,961	45,578	8.7	4,239	46,219	9.2	278	0.5
一 関	1,855	23,199	8.0	1,967	23,736	8.3	112	0.3
花 泉	368	4,713	7.8	394	4,686	8.4	26	0.6
大 東	540	5,138	10.5	593	5,156	11.5	53	1.0
千 厩	388	4,165	9.3	456	4,257	10.7	68	1.4
東 山	239	2,370	10.1	261	2,361	11.1	22	1.0
室 根	155	1,745	8.9	166	1,812	9.2	11	0.3
川 崎	132	1,297	10.2	126	1,294	9.7	△ 6	△ 0.5
藤 沢	284	2,951	9.6	276	2,917	9.5	△ 8	△ 0.1

資料：社会福祉課、各年10月1日現在

3 要支援・要介護者の状況

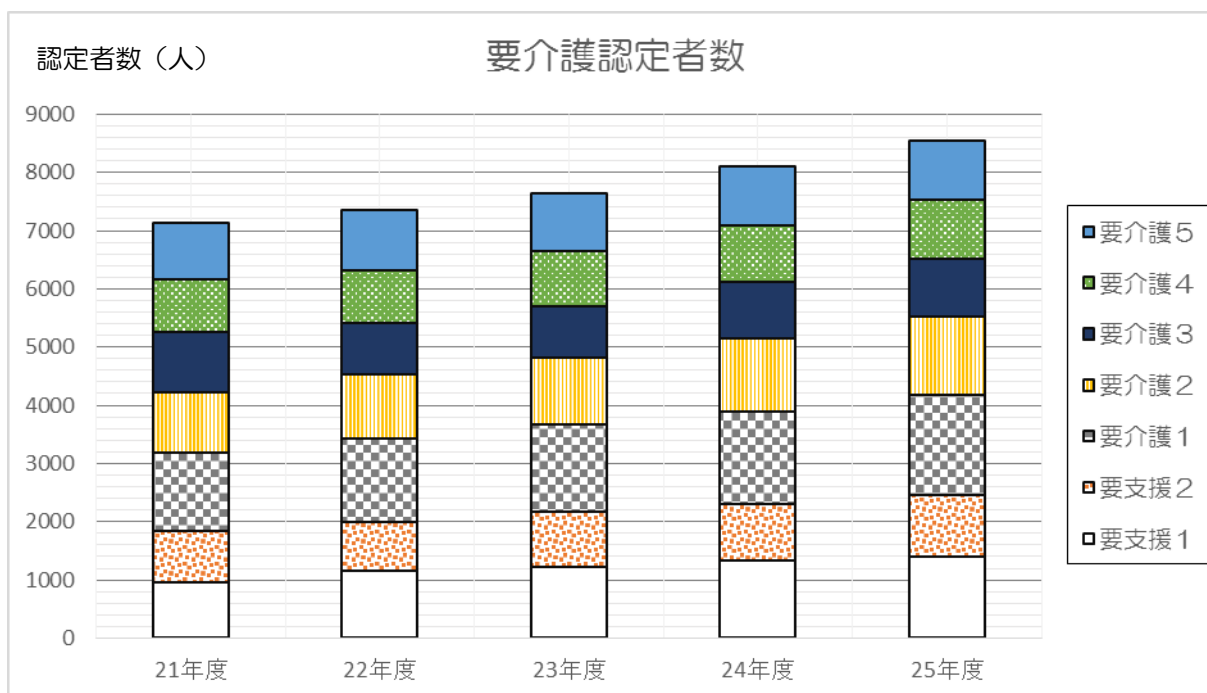
平成 26 年 3 月末現在の認定者比率は、高齢者の 21.6%となっています。

- 介護保険による要支援・要介護者認定者は、平成 21 年度では認定率が 18.3%でしたが、平成 25 年度では 21.6%に増加し、特に要支援 1 の認定者が増加しています。

【表5】 要支援・要介護者の状況と推移 (単位：人、%) (各年度末数値)

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要支援 1	962	13.5	1,160	15.8	1,232	16.1	1,324	16.4	1,408	16.5
要支援 2	870	12.2	833	11.3	942	12.3	987	12.2	1,053	12.3
要介護 1	1,344	18.8	1,432	19.5	1,502	19.7	1,585	19.6	1,724	20.2
要介護 2	1,049	14.7	1,107	15.0	1,141	14.9	1,259	15.6	1,343	15.7
要介護 3	1,027	14.4	890	12.1	885	11.6	955	11.8	991	11.6
要介護 4	918	12.9	903	12.3	939	12.3	970	12.0	1,014	11.9
要介護 5	963	13.5	1,033	14.0	995	13.0	1,014	12.5	1,020	11.9
合 計	7,133	100.0	7,358	100.0	7,636	100.0	8,094	100.0	8,553	100.0
認 定 率	18.3		19.1		19.8		20.7		21.6	

【グラフ5】 要支援・要介護者の推移



資料：一関地区広域行政組合

○ 要支援・要介護者の推計

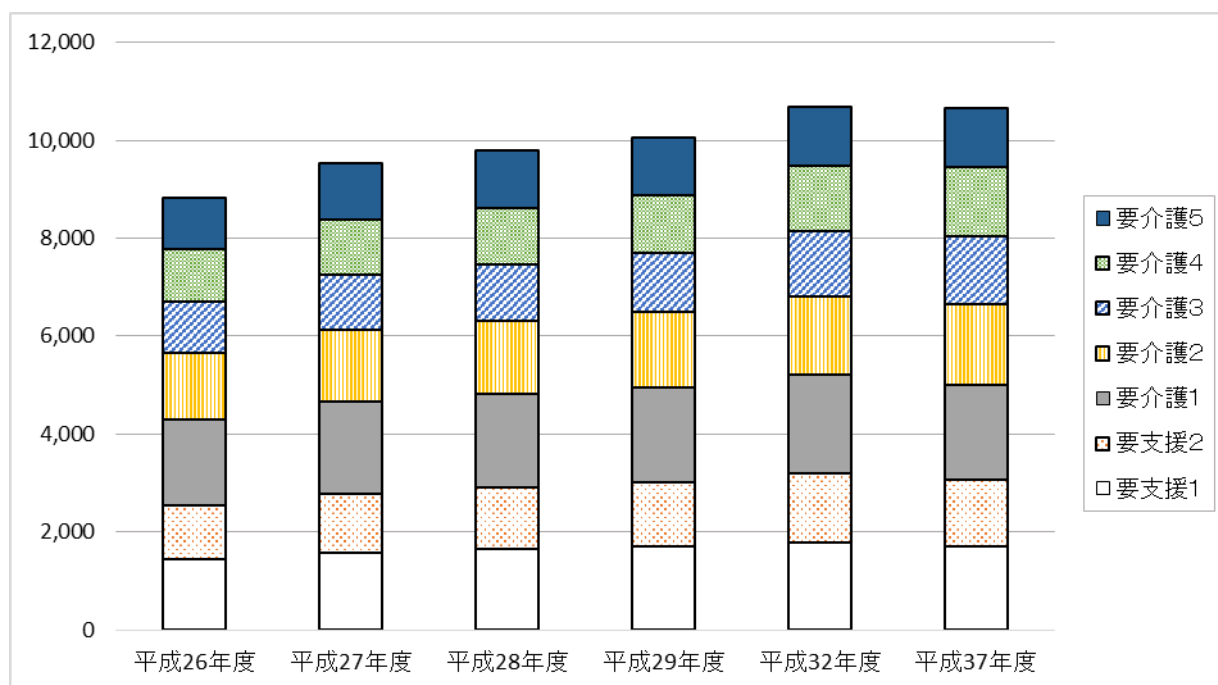
平成37年度には認定者数が平成26年度に比べ、1,826人増加し10,653人に、また要介護4と5の重度認定者の方は2,609人になると見込まれます。

【表6】 要支援・要介護者の推計

(単位：人)

認定区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成32年度		平成37年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
要支援1	1,442	16.3	1,581	16.6	1,641	16.8	1,701	16.9	1,784	16.7	1,706	16.0
要支援2	1,106	12.5	1,210	12.7	1,258	12.9	1,306	13.0	1,410	13.2	1,362	12.8
要介護1	1,736	19.7	1,876	19.7	1,916	19.6	1,954	19.4	2,020	18.9	1,946	18.2
要介護2	1,364	15.5	1,461	15.4	1,492	15.2	1,523	15.2	1,604	15.0	1,638	15.4
要介護3	1,046	11.9	1,115	11.7	1,156	11.8	1,204	12.0	1,323	12.4	1,392	13.1
要介護4	1,071	12.1	1,129	11.9	1,157	11.8	1,189	11.8	1,325	12.4	1,403	13.2
要介護5	1,062	12.0	1,147	12.0	1,162	11.9	1,175	11.7	1,218	11.4	1,206	11.3
合計	8,827	100.0	9,519	100.0	9,782	100.0	10,052	100.0	10,684	100.0	10,653	100.0

【グラフ6】 要支援・要介護者の推計



資料：一関地区広域行政組合、各年10月1日現在

4 高齢者の就業の状況

- 市内の就業者総数は 60,606 人です。そのうち 65 歳以上の高齢者は 8,667 人で 14.3%を占めています。(平成 22 年 10 月 1 日現在)
- 就業している高齢者の 57.3%は第 1 次産業に従事しており、また、第 1 次産業に就業している高齢者の全年齢に対する割合は 53.6%となっています。

【表 7】 高齢者の就業状況

(単位：人、%)

区 分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	その他	合 計	構成比
合 計	9,257	18,102	32,864	383	60,606	100
15~64 歳就業者	4,293	17,218	30,104	324	51,939	85.7
65 歳以上就業者	4,964	884	2,760	59	8,667	14.3
男	2,978	679	1,551	28	5,236	
女	1,986	205	1,209	31	3,431	
65~74 歳	3,076	724	2,083	32	5,915	9.8
男	1,808	559	1,139	16	3,522	
女	1,268	165	944	16	2,393	
75 歳以上	1,888	160	677	27	2,752	4.5
男	1,170	120	412	12	1,714	
女	718	40	265	15	1,038	
高齢者の 産業別就業割合	53.6	4.9	8.4	15.4	14.3	

資料：平成 22 年国勢調査

(注) その他は分類不能の産業

第2章 保健サービスの現状

○ 継続的な生活習慣の改善と個々人に応じた保健サービスの提供

第1 健康なからだづくり

生涯を通じて健康で生活できるよう、栄養・運動・休養などの調和のとれた健康づくりを進めるため、食生活改善推進員の養成や食生活改善事業、生活習慣病予防、健康教育、健康相談などを実施しています。

1 食生活改善推進員養成・食生活改善普及の推進

食生活改善推進員を養成し、地域における食生活の改善普及を推進するために講習会などを実施しています。

【表8】食生活改善推進員養成講座の開催状況 (単位：回、人)

年度 \ 区分	実施回数	修了者数	延参加者数
23	5	30	144
24	10	53	255
25	5	22	106

資料：健康づくり課

【表9】食生活改善普及講習会の開催状況 (単位：回、人)

年度 \ 区分	開催回数	実受講者数
23	248	4,675
24	272	5,045
25	312	5,696

資料：健康づくり課

2 健康教育・生活習慣改善指導

集団や個別の機会を捉えて、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・歯科衛生士・栄養士などが生活習慣病予防のための必要な知識や情報を提供するとともに、対象者別に食生活や運動などの生活習慣の見直し改善への支援を行っています。

【表 10】 集団健康教育の実施状況

(単位：回、人)

項目	23		24		25	
	回数	延参加者数	回数	延参加者数	回数	延参加者数
1 医師講演会	8	362	9	462	10	687
2 歯科医師講演会	4	112	4	143	8	371
3 薬剤師による健康教育	8	254	8	224	9	343
4 歯科衛生士による健康教育	7	195	19	623	10	257
5 軽体操普及推進事業			10	407	50	1,216
6 その他の健康教育	825	14,351	639	11,284	689	11,238
合計	852	15,274	689	13,143	776	14,112

資料：健康づくり課

3 健康相談

保健師・栄養士などが地区公民館、集会所及び保健センター等で心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言や指導を行い、健康管理への支援を行っています。

【表 11】 健康相談の実施状況

(単位：人)

年度	23	24	25
項目	延参加者数	延参加者数	延参加者数
1 所内健康相談	576	701	686
2 所内栄養相談	23	11	28
3 地区健康相談	5,684	5,700	5,296
合計	6,283	6,412	6,010

資料：健康づくり課

4 玄米ニギニギ体操

全身の筋力や骨が徐々に鍛えられ、基礎体力の向上・基本生活を営むうえで欠かせない握力やつまむ力、腕力の向上・寝たきりや認知症予防のために、手軽な運動メニューとして普及推進しています。

【表 12】 普及講習会

(単位：回、人)

項目	23	24	25
開催回数	90	106	99
延参加者数	1,578	2,058	2,132

資料：健康づくり課

第2 病気の予防・早期発見・早期治療

1 主要死因

平成24年死亡率（人口10万に対して）は1,505.0となっており、全国（997.5）・岩手県（1,233.1）を上回っています。

また、全死因の約6割を3大死因（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）の生活習慣病で占めています。

【表13】年次別主要死因別死亡率（平成24年）

（率：人口対10万人）

区分 年	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎	
	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率
22	1,655	1,395.7	460	387.9	280	236.1	241	203.2	148	424.3
23	1,978	1,560.2	475	374.7	328	258.7	272	214.6	224	176.7
24	1,884	1,505.0	497	397.0	322	257.2	244	194.9	214	171.0

資料：岩手県保健福祉年報

【表14】主要死因別死亡率（平成24年）

（率：人口対10万人）

	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
全国	1,256,359	997.5	360,963	286.6	198,836	157.9	121,602	96.5	123,924	98.4
岩手県	16,072	1,233.1	4,241	325.4	2,848	218.5	2,144	164.5	1,484	113.9
一関市	1,884	1,505.0	497	397.0	322	257.2	244	194.9	214	171.0

資料：岩手県保健福祉年報

2 各種検診等

脳卒中・心臓病・高血圧・糖尿病などの生活習慣病を予防し、早期発見・早期治療に結びつけるため、各種検診などを実施しています。

自らの健康状態を把握することにより、健康増進、疾病予防への取り組みを促すとともに、生活習慣病の早期発見、早期治療を図ることを目的として実施しています。また、平成 20 年度からは高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査が導入され、メタボリック症候群（内臓脂肪症候群）に着目した健診内容になり、生活習慣病の予防効果が期待できる健診に変わっています。

（1）特定健康診査受診状況（対象者 40 歳～74 歳）

【表 15】 受診状況

（単位：人、％）

23 年度			24 年度			25 年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
25,364	9,908	39.1	24,751	9,544	38.6	24,206	9,375	38.7

資料：健康づくり課(法定報告より)

（2）後期高齢者健康診査受診状況（対象者 75 歳以上）

【表 16】 受診状況

（単位：人、％）

23 年度			24 年度			25 年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
11,346	1,664	14.7	12,281	1,872	15.2	11,688	2,105	18.0

資料：健康づくり課(一関市保健事業の実施状況より)

(3) がん検診・結核健診受診状況

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診は 40 歳以上、子宮がん(頸部)検診は 20 歳以上、結核健診は 65 歳以上を対象に実施しています。

【表 17】 対象者及び受診者数

(単位：人、%)

年度 区分	23			24			25		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
胃がん	54,213	10,861	20.0	55,741	10,984	19.7	54,321	11,267	20.7
肺がん	47,837	12,737	26.6	55,242	12,134	22.0	53,818	12,700	23.6
大腸がん	56,339	13,690	24.3	58,013	13,441	23.2	56,617	14,174	25.0
子宮がん	41,408	6,208	15.0	41,341	5,969	14.4	35,846	6,286	17.5
乳がん	29,983	5,535	18.5	30,821	5,291	17.2	29,256	5,743	19.6
結核健診	17,970	5,273	29.3	21,088	4,289	20.3	19,382	3,855	19.9

資料：健康づくり課(一関市統計書より)

(4) 成人歯科健康診査受診状況

生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、健やかに高齢期をむかえることができるように、8020運動(80歳で20本以上の歯を保とう)とともに、成人歯科健診を実施しています。

【表 18】 対象者及び受診者数(対象者 40 歳・50 歳・60 歳・70 歳) (単位：人、%)

年度 \ 区分	対象者	受診者	受診率
23	5,836	479	8.2
24	6,606	482	7.3
25	6,709	500	7.5

資料：健康づくり課

第3 寝たきりや認知症を予防し、健康で暮らすために

疾病の悪化や身体機能低下を防止し、寝たきりや認知症の発症とその悪化予防のため、また、健康で自立した生活ができるよう支援するために、訪問指導、歯科訪問事業などを実施しています。

1 訪問指導

保健師などが家庭訪問し対象者の心身の状況や、その置かれている環境などに応じて、きめ細やかな保健指導を実施しています。

2 訪問歯科診療

歯科保健医療サービスを受ける機会に恵まれない在宅寝たきりの方に、自宅において歯科の治療を提供しています。

【表 19】訪問歯科診療実施状況

(単位：人、回)

年度	23			24			25		
	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数
人数	30	137	4.6	26	110	4.2	38	178	4.7

資料：健康づくり課

第3章 福祉サービスの現状

- ◎ 住み慣れた地域で生活を続けることができるように、要支援や要介護の状態になる前の高齢者に対して、「介護予防事業」や「包括的支援事業」などの「地域支援事業」を介護保険制度の中で実施しています。
- ◎ この章では、地域支援事業のうち、一関地区広域行政組合から委託されている介護予防事業や任意事業並びに介護保険以外の福祉サービスの現状などについて記載します。介護保険サービスの現状については、参考として章末に概況を掲載します。

第1 地域支援事業

1 介護予防事業

(1) 二次予防事業の対象者把握事業

- 二次予防事業の対象者とは、65歳以上で、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる方です。
- 成人検診申込調査書を配布・回収する際に「基本チェックリスト」の配布・回収を同時に行うこと、また、他部局からの情報提供により把握し、基本チェックリストにより決定されます。

(2) 二次予防事業

二次予防事業対象者に対して、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「認知機能の低下予防・支援」「うつ予防・支援」などに効果のある通所又は訪問による事業を実施しています。

- 運動器の機能向上事業
転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動などを実施しています。

【表 20】実施状況

(単位：回・人)

地域	年度	23		24		25	
		実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関		60	376	48	365	48	491
花 泉		24	125	24	190	24	224
大 東		12	48	12	172	12	144
千 厩		12	95	12	127	12	130
東 山		12	102	12	97	12	53
室 根		13	83	12	85	12	88
川 崎		12	107	12	49	12	68
藤 沢		24	135	24	182	24	135
合 計		169	1,071	156	1,267	156	1,333

資料：社会福祉課

○ 栄養改善事業

低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施しています。

【表 21】実施状況 (単位：回・人)

年度 地域	23		24		25	
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関	10	18	5	22	5	15
花 泉	5	12	5	4	0	0
大 東	11	14	3	10	4	4
千 厩	0	0	0	0	6	6
東 山	5	12	5	10	0	0
合 計	31	56	18	46	15	25

資料：社会福祉課

○ 口腔機能の向上事業

摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導などの事業を実施しています。

【表 22】実施状況 (単位：回・人)

年度 地域	23		24		25	
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関	15	136	20	318	20	284
花 泉	5	72	5	77	7	82
大 東	15	103	5	102	5	102
千 厩	6	52	37	37	6	101
東 山	5	30	5	36	5	53
室 根	5	22	5	26	5	15
川 崎	5	31	6	16	5	33
藤 沢	6	54	5	36	5	43
合 計	62	500	88	648	58	713

資料：社会福祉課

○ 認知機能の低下予防・支援事業

認知機能の低下の予防・支援をする観点から、ウォーキングなどの有酸素運動や、新たな献立を作成しての調理実習、楽しみながら頭を使う取り組みを実施しています。

【表 23】実施状況 (単位：回・人)

年度 地域	23		24		25	
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関	4	23	5	109	5	73
合 計	4	23	5	109	5	73

資料：社会福祉課

○ うつ訪問事業

うつ状態またはうつ傾向の方に家庭訪問し、受診勧奨等、適切な支援を実施しています。

【表 24】 開催状況

(単位：回・人)

地域	年度	23		24		25	
		実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関		43	43	49	49	104	104
花 泉		26	26	79	79	74	74
大 東		0	0	49	49	51	51
千 厩		15	15	21	21	39	39
東 山		0	0	13	13	14	14
室 根		0	0	16	16	19	19
川 崎		0	0	20	20	15	15
藤 沢		0	0	30	30	24	24
合 計		84	84	277	277	340	340

資料：社会福祉課

(3) 一般高齢者を対象とした事業

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及や情報提供、高齢者が積極的に参加し地域での自主的な介護予防活動ができるような活動支援やボランティアの育成等を実施しています。

老人クラブや地域のサロン活動、自治会活動などと連携を図りながら、地区公民館や自治会館などにおいて実施しています。

【表 25】 開催状況

(単位：回・人)

地域	年度	23		24		25	
		実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関		1,710	21,504	1,646	21,118	1,373	18,661
花 泉		530	6,665	599	7,496	593	6,751
大 東		70	928	134	1,479	87	1,095
千 厩		158	2,402	152	2,541	163	2,525
東 山		45	519	71	898	35	582
室 根		36	459	62	536	55	602
川 崎		45	751	38	694	38	869
藤 沢		81	1,117	41	984	26	771
合 計		2,675	34,345	2,743	35,746	2,370	31,856

資料：社会福祉課

2 任意事業

(1) 家族介護用品支給事業

在宅で寝たきりの状態にある高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対して、経済的負担の軽減と、要介護者の在宅生活の継続、質の向上を図るため、介護用品（紙おむつなど）の支給を行っています。

【表 26】支給状況（受給者数）

（単位：人）

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
23	61	33	49	23	11	17	4	—	198
24	61	21	40	17	13	12	4	18	186
25	63	35	28	15	10	13	5	21	190

資料：社会福祉課

(2) 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業

在宅で暮らす寝たきり高齢者などと同居して、介護を行っている方の負担の軽減を図るため、介護者に対し、介護手当の支給を行っています。

【表 27】支給状況（受給者数）

（単位：人）

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
23	368	135	155	92	63	56	40	70	979
24	374	134	155	91	64	53	37	86	994
25	378	133	126	97	51	59	41	81	966

資料：社会福祉課

第2 介護保険以外の福祉サービス

1 生活支援サービス

(1) 生活管理指導員派遣事業

介護保険の要介護認定で非該当と認定された方や、虚弱などにより何らかの支援が必要な高齢者を対象に、日常生活の自立を促進するため、生活管理指導員を原則週1回1時間程度派遣し、家事や日常生活などの支援、指導を行っています。

【表 28】 派遣状況

(単位:人・回)

区分	実人員			延利用回数		
	23	24	25	23	24	25
一 関	6	6	9	95	53	58
花 泉	1	0	4	4	0	34
大 東	5	4	1	215	166	95
千 厩	2	2	1	93	83	42
東 山	0	1	1	0	40	48
室 根	1	1	1	42	53	18
川 崎	2	2	1	103	65	49
藤 沢	1	1	1	34	33	7
合 計	18	17	19	586	493	351

資料: 社会福祉課

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の要介護認定で非該当と認定された方や、社会適応が困難な高齢者に対し、生活習慣指導などにより自立生活の助長及び要介護状態への進行を予防するため、ショートステイ施設に短期間（原則7日間以内）宿泊させる事業です。

【表 29】 利用状況

(単位:人・日)

区分	実人員			延日数		
	23	24	25	23	24	25
一 関	2	1	1	12	7	2
花 泉	0	0	0	0	0	0
大 東	0	0	1	0	0	14
千 厩	0	0	0	0	0	0
東 山	0	0	0	0	0	0
室 根	0	0	0	0	0	0
川 崎	0	0	0	0	0	0
藤 沢	0	0	0	0	0	0
合 計	2	1	2	12	7	16

資料: 社会福祉課

(3) 生きがいデイサービス事業

介護保険の要介護認定で非該当と認定された方や、閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図るため、デイサービス施設などにおいて、原則週1回、入浴・給食・日常動作訓練などのサービスを提供しています。

【表 30】 利用状況

(単位:人・回)

区分	利用者数			延利用回数		
	23	24	25	23	24	25
一 関	19	15	16	673	631	589
花 泉	1	0	0	5	0	0
大 東	25	5	3	310	105	133
千 厩	3	4	3	148	152	108
東 山	0	1	0	0	2	0
室 根	14	13	9	646	517	372
川 崎	2	2	0	89	50	0
藤 沢	0	0	0	0	0	0
合 計	64	40	31	1,871	1,457	1,202

資料: 社会福祉課

(4) 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業

身体に障がいのある方や要介護認定を受けた高齢者が、在宅生活を送るうえで必要な住宅の改良(段差の解消や浴室・トイレなどの改修)をする場合に、その費用の一部(上限:60万円)を補助しています。(平成26年度から県要綱改正により、補助上限額を40万円としています。)

【表 31】 利用状況(件数)

(単位:件)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
23	4	4	3	1	3	0	2	0	17
24	4	2	3	0	1	1	2	1	14
25	7	2	3	3	1	1	0	2	19

資料: 社会福祉課

(5) 緊急通報体制等整備事業

火災や急病などの緊急事態や災害発生時に対応するため、ひとり暮らし高齢者などに対して、近隣などの協力体制のもとに、緊急通報システムを設置しています。

【表 32】 設置状況

(単位:台)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
23	366	158	129	80	50	54	70	85	992
24	375	161	118	60	47	38	63	72	934
25	354	156	106	54	48	35	58	75	886

資料: 社会福祉課

(6) 福祉乗車券交付事業

70 歳以上のひとり暮らし高齢者等の社会参加促進を図ることを目的に、タクシー及びバスの利用料金の一部を助成しています。

【表33】 交付状況（交付者数）

（単位：人）

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
23	1,351	338	157	341	225	164	176	—	2,752
24	1,462	359	245	360	251	198	170	409	3,454
25	1,437	389	251	382	259	181	165	395	3,459

資料：社会福祉課

(7) 食の自立支援事業（配食サービス事業）

ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦、障がい者などを対象に、利用者の希望する日に食事を届け、食生活を通じた健康の保持とともに、配達による安否確認と孤独感の解消を図る「食の自立支援事業」を実施しています。

【表 34】 実施状況

（単位：人・食）

区分	利用者数（登録者数）			配食数		
	23	24	25	23	24	25
一関	(83)	(86)	(104)	(15,683)	(13,474)	(13,689)
花泉	57	51	62	7,001	6,797	6,537
大東	26	26	22	2,059	2,589	2,736
千厩	30	30	26	2,048	3,515	3,515
東山	9	12	10	720	760	1,256
室根	2	2	2	206	276	477
川崎	11	8	9	1,238	898	901
藤沢	33	28	19	475	1,052	993
合計	168	157	150	13,747	15,887	16,415

資料：社会福祉課

※ 一関地域では、一関市社会福祉協議会事業として実施。

2 家族介護支援サービス

(1) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の寝たきり高齢者などで、身体機能の低下や障がいなどにより寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、使用寝具を預かって洗濯、乾燥、消毒を実施しています。

【表 35】 利用状況

(単位：人・件)

区 分	実人数			延件数		
	23	24	25	23	24	25
一 関	25	12	14	30	14	16
花 泉	1	5	5	1	7	6
大 東	1	1	0	1	1	0
千 厩	11	2	4	12	2	4
東 山	2	2	1	2	3	2
室 根	0	0	0	0	0	0
川 崎	2	2	6	2	3	9
藤 沢	—	11	1	—	11	1
合 計	42	35	31	48	41	38

資料：社会福祉課

(2) 外出支援サービス事業

歩行が困難で車いすなどを使用しており、通院、入退院などの外出時に付き添いが必要な方に対して、車いす専用リフト付車両などを使った移送サービスを実施しています。

【表 36】 利用状況

(単位：人・回)

区 分	登録者数			利用回数		
	23	24	25	23	24	25
一 関	10	11	9	61	88	55
花 泉	20	19	22	24	35	29
大 東	30	26	34	94	109	55
千 厩	24	26	29	230	175	140
東 山	35	39	24	86	87	52
室 根	45	33	24	137	92	123
川 崎	7	6	2	5	14	10
藤 沢	93	81	84	79	141	130
合 計	264	241	228	716	741	594

資料：社会福祉課

第3 福祉施設サービス

1 養護老人ホーム

環境及び経済的理由などにより、居宅において生活することが困難な、おおむね 65 歳以上の方が入所する施設です。

介護保険制度施行後も、従来どおり措置制度として実施しています。また、入所者のうち、介護が必要な状態になった場合には、施設に入所したままで介護保険のサービスを利用することができます。

【表 37】 入所状況

(単位：人)

施設名	東山荘			こはぎ荘			市 外			合 計		
	23	24	25	23	24	25	23	24	25	23	24	25
一 関	16	21	17	7	7	7	2	2	2	25	30	26
花 泉	4	4	5	2	4	4	2	2	2	8	10	11
大 東	6	7	7	14	16	20	0	0	1	20	23	28
千 厩	8	7	7	12	12	9	4	4	3	24	23	19
東 山	23	23	21	2	2	2	1	1	1	26	26	24
室 根	0	0	0	4	2	3	0	0	0	4	2	3
川 崎	1	1	1	6	4	4	1	1	1	8	6	6
藤 沢	6	7	6	4	4	4	1	1	0	11	12	10
合 計	64	70	64	51	51	53	11	11	10	126	132	127

資料：社会福祉課、年度内に入所した者の数を含む。

※ 市外の施設名：寿水荘 ・ 北星荘 ・ 祥風苑 ・ 松寿荘 ・ 梅香園
(奥州市) (北上市) (大船渡市) (雫石町) (宮城県)

2 生活支援ハウス

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯など、常時の介護は必要としないが在宅生活に不安がある方を一定期間受け入れ、各種相談や助言及び地域住民などとの交流事業を通じ、在宅生活を営む上での不安感の解消を図り、在宅生活へ円滑に移行できるよう支援します。

【表 38】 利用状況

(単位：人)

施 設 名	定 員	利用実人員		
		23 年度	24 年度	25 年度
高齢者生活福祉センター「みどりの里」	10	8	10	8
一関市生活支援ハウス「むろね苑」	8	8	8	6
合 計	18	16	18	14

資料：社会福祉課、各年度末現在

3 老人福祉センター

老人福祉センターは、健康増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための便宜を総合的に供与する施設で、老人クラブ及び各種趣味活動グループなどの研修活動やレクリエーション活動の場として利用されています。

【表39】 利用状況

(単位：日・人)

区 分 年 度	開館日数			利用者数		
	23	24	25	23	24	25
一関老人福祉センター	307	306	306	4,608	4,323	3,640
大東老人福祉センター	298	288	251	3,318	2,143	2,336
千厩老人福祉センター	257	242	241	7,270	7,551	7,512
計	862	836	798	15,196	14,017	13,488

資料：社会福祉課

4 軽費老人ホーム（ケアハウス）

介護を必要とせず、身の回りのことは自力でできるが、身体機能の低下など独立して生活することに不安があり、家族の援助を受けることが困難な高齢者などが、入居して日常生活上のサービスを受ける施設です。

現在市内には、介護保険対象外の軽費老人ホームとして「一関ロイヤルハウス」（定員30人）と、「福光園ケアハウス老楽園」（定員20人）が設置されています。入所にあたっては、入所希望者と施設との利用契約の締結が必要となります。

第4 相談支援サービス

1 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）

- 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）は、「高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことが実現できるように」地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、市内6ヶ所に事業所があり、市役所各支所、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等と連携・協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に総合的に対応しています。

【表 40】 活動状況

(単位：件)

地域包括支援センター名 【担当地域】	相談件数		
	23	24	25
一関西部地域包括支援センター（直営） 【一関地域（山目地区、中里地区、厳美地区、 萩荘地区）、花泉地域】 （花泉地域：平成23年12月末まで）	一関：131 花泉：15 計：146	220	360
高齢者総合相談センターさくらまち（委託） 【一関地域（一関地区、真滝地区、舞川地区、 弥栄地区）】	320	276	322
高齢者総合相談センターはないすみ（委託） 【花泉地域】	37	161	155
一関東部地域包括支援センター（直営） 【千厩地域、室根地域、川崎地域、藤沢地域】 （藤沢地域：平成25年3月まで）	千厩：143 室根：6 川崎：3 藤沢：6 計：158	千厩：64 室根：23 川崎：5 藤沢：38 計：130	千厩：128 室根：35 川崎：7 計：170
高齢者総合相談センターしぶたみ（委託） 【大東地域、東山地域】	大東：150 東山：15 計：165	大東：209 東山：31 計：240	大東：256 東山：39 計：295
高齢者総合相談センターふじさわ（委託） 【藤沢地域】			326

資料：一関地区広域行政組合

(注) 高齢者総合相談センターはないすみは平成24年1月1日より、高齢者総合相談センターふじさわは平成25年4月1日より委託。

2 在宅介護支援センター

- 在宅介護支援センターは、おおむね 65 歳以上の在宅要援護高齢者やその家族などに対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、個々のニーズに対応した介護保険サービスや保健福祉サービスが受けられるよう、関係機関・サービス実施機関との連絡調整や訪問調査、保健福祉サービスの利用申請の代行を行っています。
- 市民が、より身近なところで相談ができるよう社会福祉法人などに在宅介護支援センターの事業を委託し、きめ細やかな相談業務を実施しています。

【表 41】活動状況

(単位：件)

在宅介護支援センター名	相談件数		
	23	24	25
福光園在宅介護支援センター	6,866	4,999	4,381
関生園在宅介護支援センター			
明生園在宅介護支援センター			
仁愛会在宅介護支援センター			
シルバーヘルス在宅介護支援センター			
なのはな在宅介護支援センター			
いこい在宅介護支援センター			
ニチイケアセンター—関在宅介護支援センター			
在宅介護支援センター華松苑			
在宅介護支援センター寿光荘			
在宅介護支援センターソエル花泉			
興田在宅介護支援センター			
大原在宅介護支援センター			
やまゆり在宅介護支援センター			
千厩寿慶会在宅介護支援センター			
東山在宅介護支援センター			
室根在宅介護支援センター			
川崎在宅介護支援センター			

資料：一関地区広域行政組合

第5 社会参加・生きがい対策

1 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするために、教養の向上や健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション活動などを行っている老人クラブの育成を図っています。

また、ひとり暮らし高齢者への訪問や、登下校時の児童・生徒の安全確保のため、横断歩道や危険箇所における見守り活動を行うなど、地域防犯運動の推進に大きな役割を果たしています。

【表 42】クラブ数及び加入状況

(単位:人・%)

区分	クラブ数			会員数			60歳以上の 高齢者数			加入率		
	23	24	25	23	24	25	23	24	25	23	24	25
一関	93	87	84	4,069	3,802	3,649	20,408	20,717	21,042	19.9	18.4	17.3
花泉	45	44	43	1,316	1,240	1,163	5,810	5,836	5,910	22.7	21.2	19.7
大東	53	50	49	2,284	2,079	2,013	6,968	6,954	6,999	32.8	29.9	28.8
千厩	26	26	25	1,523	1,468	1,450	4,875	4,970	4,998	31.2	29.5	29.0
東山	23	23	23	831	798	795	3,142	3,149	3,147	26.4	25.3	25.3
室根	9	10	10	410	470	465	2,370	2,429	2,480	17.3	19.3	18.8
川崎	24	25	25	1,168	1,189	1,194	1,713	1,712	1,744	68.2	69.5	68.5
藤沢	23	20	20	1,114	1,029	979	3,873	3,892	3,857	28.8	26.4	25.4
合計	296	285	279	12,715	12,075	11,708	49,159	49,659	50,177	25.9	24.3	23.3

資料：社会福祉課

2 高齢者学級の開催

高齢者の生涯学習の場として、教育委員会では各地域の公民館ごとに高齢者学級（大学）を開設しており、高齢者が生きいきとゆとりある豊かな老後を過ごせるよう、各種学習機会の提供に努めています。

3 世代間交流活動

高齢者が、世代を超えて相互に理解を深めることができるよう、グループ活動、創作活動、各種スポーツ活動を通じて豊かな人生経験を、多くの人に伝える機会の提供に努めています。

4 スポーツ・趣味活動

老人クラブ連合会などの協力を得て、各種スポーツや趣味活動を通じて、高齢者の健康保持と社会参加活動の促進を図っています。

(1) いきいきシニアスポーツ大会の開催

高齢者がスポーツに親しみながら、健康の保持増進を図るため、いきいきシニアスポーツ大会等を開催しています。また、高齢者の生きがいを高めることを目的として県民長寿体育祭「いきいきシニアスポーツ大会」に参加しています。

(2) スポーツ・レクリエーション大会の開催

高齢者と青・壮年、子供たちが、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ソフトテニスなどの大会を通じて、世代を超えて交流し、ふれあいと連帯感を育まれるよう開催しています。

(3) 囲碁・将棋大会の開催

囲碁・将棋を通じて、愛好者との交流を図り、高齢者同士の心のふれあいと親睦を深めることを目的として開催しています。

(4) 創作活動

書道、絵画、写真、彫刻、木工、陶芸、工芸、機関誌、家具、装飾品、わら細工などの作品を、展示会や文化祭へ出展できるよう高齢者の学習成果の発表の機会を提供しています。

5 敬老会事業

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、健康長寿を祝福するため、地域ごとに特色を生かした敬老会を開催しています。

【表43】開催状況

(単位：人)

区分	招待者数			出席者数		
	23	24	25	23	24	25
一 関	5,236	5,819	5,948	1,923	1,921	1,558
花 泉	1,922	1,927	1,947	879	768	736
大 東	2,410	2,451	2,505	1,074	1,094	1,102
千 厩	1,560	1,619	1,664	832	878	890
東 山	908	931	981	328	379	417
室 根	766	860	877	300	376	392
川 崎	541	559	580	244	275	272
藤 沢	1,374	1,421	1,419	305	587	404
合 計	14,717	15,587	15,921	5,885	6,278	5,771

資料：社会福祉課

(注) 平成 25 年度は、台風 18 号の影響により、5 会場（一関 3 会場、藤沢 2 会場）が中止。

6 満百歳記念祝事業

満百歳の誕生日を迎えた方に、健康長寿を祝福し、記念品などを贈呈しています。

【表44】 贈呈状況

(単位：人)

年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
23	19	4	5	3	0	2	3	3	39
24	14	6	8	2	1	1	1	6	39
25	12	5	3	3	1	2	2	0	28

資料：社会福祉課

7 シニア社会貢献支援事業

シニア世代の社会参加及び社会貢献活動へのきっかけづくりを行うため、平成25年度から市街地活性化センターなのはなプラザ内に設置する「シニア活動プラザ」を拠点に、シニア社会貢献支援事業を展開しています。

主な事業内容としては、シニア世代の社会貢献活動推進に資する学習会の開催、団体や個人活動の育成支援、相談窓口の設置、情報の発信や収集、シニア団体等との連携などの事業を行っています。

【表 45】 利用状況

(単位：人)

年 度	23	24	25
シニア活動プラザ利用者数	—	—	1,779

資料：社会福祉課

8 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者が長年培ってきた知識、経験、技能を地域社会の中で生かし、共に働き、共に助け合っていくことを目指し、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会の活性化につなげています。

主な活動内容としては、できるだけ多くの高齢者が「社会の担い手」になることを目指して活動を続けており、市内で500人を超える会員が地域環境の美化や家事、高齢者の生活支援サービスなど市民生活をサポートする事業を推進しています。

【表 46】 活動状況

(単位：人・件・千円)

年 度	会員数	就業実人員	受託件数	延人員	受注総額
23	645	502	2,821	43,416	189,067
24	550	434	2,899	34,361	168,617
25	547	450	2,954	34,248	166,595

資料：(社)一関市シルバー人材センター

第6 市民参加型サービス

1 地区福祉活動

- 地域ごとの自主的な福祉活動を行うため、地域福祉ネットワークとして、地区福祉活動推進協議会が組織されています。
- 各地域において、要援護者への支援、見守り活動を行い、市民の相互連帯で地域福祉を推進しています。

2 ボランティア活動

- 助け合いの精神のもとに、市民が自主的に継続して、施設への奉仕、ひとり暮らし高齢者への激励など、多くの分野でボランティア活動が行われています。一関市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターには、平成25年度末で83団体・4,263人と個人194人が登録されています。
- 平成25年度末現在、有償ボランティア団体として、NPO法人が27団体あり、このうち高齢者に関する活動を展開している団体は10団体で、高齢者とのコミュニケーションや家事援助などの活動を行っています。

第7 介護保険サービス

1 サービス利用者の状況

要支援・要介護認定を受けた方のうち、介護給付などのサービス利用者の割合は、介護度が高い認定を受けている被保険者が、高くなっています。

【表 47】 要支援・要介護認定者・サービス利用者数 (単位：人・%)

区分	認定者数	サービス利用者数	割合
要支援 1	1,408	832	59.1
要支援 2	1,053	764	72.6
要介護 1	1,724	1,406	81.6
要介護 2	1,343	1,236	92.0
要介護 3	991	940	94.9
要介護 4	1,014	962	94.9
要介護 5	1,020	919	90.1
合計	8,553	7,059	82.5

資料：一関地区広域行政組合

(注) 認定者数は平成 26 年 3 月 31 日現在。サービス利用者数は平成 25 年度に利用した人数。

2 サービス種類別の利用状況

(1) 介護サービス(要介護)の利用状況

要介護認定を受けた方のうち、介護給付などのサービス利用者は、平成 25 年度では、居宅サービス利用者が延 84,600 人、施設サービス利用者が延 17,531 人、地域密着型サービス利用者が延 6,784 人、その他のサービス利用者が延 36,986 人となっており、全体として要介護では前年度対比 105.8%となっています。

【表 48】 利用状況 (単位：人・%)

サービス種類		23 年度	24 年度	25 年度	H25/H24
居	訪問介護	11,218	12,162	12,900	106.1
	訪問入浴介護	2,322	2,366	2,273	96.1
	訪問看護	3,959	3,842	3,926	102.2
	訪問リハビリテーション	220	273	268	98.2
	居宅療養管理指導	590	665	833	125.3
	通所介護	23,310	26,430	28,731	108.7
	通所リハビリテーション	4,017	4,373	4,462	102.0
宅	短期入所(特養)	5,037	6,383	6,981	109.4
	短期入所(老健)	1,172	1,340	1,240	92.5
	短期入所(療養型)	12	16	50	312.5
	特定施設入居者生活介護	1,149	1,349	1,380	102.3
	福祉用具貸与	17,056	19,478	20,892	107.3
	特定福祉用具販売	427	535	664	124.1
小計		70,489	79,212	84,600	106.8

サービス種類		23年度	24年度	25年度	H25/H24
地域密着型	認知症対応型通所介護	213	240	259	107.9
	小規模多機能型居宅介護	420	658	842	128.0
	認知症対応型共同生活介護	2,968	3,481	3,551	102.0
	短期入所（GH）	21	22	20	90.9
	特定施設入居者生活介護	0	4	379	9,475.0
	介護老人福祉施設	318	1,422	1,733	121.9
	小計	3,940	5,827	6,784	116.4
施設	介護老人福祉施設	8,437	9,444	9,527	100.9
	介護老人保健施設	6,995	7,666	7,799	101.7
	介護療養型医療施設	343	221	205	92.8
	小計	15,775	17,331	17,531	101.2
住宅改修		153	248	249	100.4
居宅サービス計画費		33,217	36,965	39,083	105.7
その他	特定入所者介護サービス費	14,648	16,115	16,798	104.2
	高額介護サービス費	16,043	18,590	19,385	104.3
	高額医療合算介護サービス費	792	814	803	98.6
	小計	31,483	35,519	36,986	104.1
合計		155,057	175,102	185,233	105.8

資料：一関地区広域行政組合

（２）介護予防サービス（要支援）の利用状況

要支援認定を受けた方のうち、予防給付などのサービス利用者は、平成25年度では、居宅サービス利用者が延25,055人、地域密着型サービス利用者が延175人、全体として要支援では前年度対比103.9%となっています。

【表49】利用状況

（単位：人・%）

サービス種類		23年度	24年度	25年度	H25/H24
居宅	訪問介護	5,796	6,265	6,367	101.6
	訪問入浴介護	1	2	1	50.0
	訪問看護	406	528	585	110.8
	訪問リハビリテーション	26	43	44	102.3
	居宅療養管理指導	61	72	79	109.7
	通所介護	9,739	11,943	12,346	103.4
	通所リハビリテーション	1,212	1,282	1,217	94.9
	短期入所（特養）	149	260	312	120.0
	短期入所（老健）	55	71	24	33.8
	短期入所（療養型）	0	2	0	0.0
	特定施設入居者生活介護	4	90	129	143.3
	福祉用具貸与	2,375	3,248	3,698	113.9
	特定福祉用具販売	174	192	253	131.8
小計	19,998	23,998	25,055	104.4	

サービス種類		23年度	24年度	25年度	H25/H24
地域密着型	認知症対応型通所介護	0	0	1	皆増
	小規模多機能型居宅介護	150	147	164	111.6
	認知症対応型共同生活介護	0	10	10	100.0
	短期入所（GH）	0	0	0	
	小計	150	157	175	111.5
住宅改修		73	111	179	161.3
居宅サービス計画費		15,836	18,533	19,065	102.9
合計		36,057	42,799	44,474	103.9

資料：一関地区広域行政組合

3 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所状況

身体上、または精神上、著しい障害があり、介護保険制度で介護の必要がある「要介護」と認定された人が利用可能な施設です。

施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をしています。

【表 50】入所状況

（単位：人）

施設名	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	市外	合計
特別養護老人ホーム 関生園	23	39	4	0	0	0	0	1	0	7	51
	24	41	2	0	0	0	0	1	0	6	50
	25	43	2	0	0	0	0	1	0	4	50
特別養護老人ホーム 福光園	23	46	0	0	0	1	0	0	0	4	51
	24	44	0	0	0	2	0	0	0	4	50
	25	44	1	0	0	2	0	0	0	3	50
特別養護老人ホーム 福光園アネックス	23	29	1	0	0	1	0	0	0	3	34
	24	41	2	0	0	1	0	0	0	5	49
	25	43	2	1	0	0	0	0	0	4	50
特別養護老人ホーム 明生園	23	46	0	0	0	0	0	0	0	15	61
	24	45	0	0	1	0	0	1	0	9	56
	25	44	0	0	1	0	0	0	0	9	54
特別養護老人ホーム 一関ケアサポート	23	45	1	1	0	0	0	1	0	2	50
	24	45	1	2	0	0	0	1	0	2	51
	25	45	1	2	0	0	0	1	0	2	51
特別養護老人ホーム 寿光荘	23	2	47	0	0	1	0	0	0	1	51
	24	4	44	0	0	1	0	0	1	1	51
	25	3	47	0	0	0	0	0	0	1	51
特別養護老人ホーム ソエル花泉	23	6	81	0	2	0	0	0	0	1	90
	24	6	81	0	2	0	0	0	0	1	90
	25	8	80	0	1	0	0	0	0	1	90

施設名	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	市外	合計
特別養護老人ホーム やまぶき荘	23	0	0	64	0	0	1	1	0	5	71
	24	0	0	62	0	0	1	1	0	5	69
	25	0	0	62	0	0	1	1	0	6	70
特別養護老人ホーム 千寿荘	23	0	0	4	71	0	2	0	1	0	78
	24	0	0	3	71	0	2	0	1	2	79
	25	0	0	3	71	0	2	0	0	3	79
特別養護老人ホーム やすらぎ荘	23	0	1	9	0	38	0	1	0	2	51
	24	0	1	10	1	36	0	0	0	2	50
	25	0	0	8	1	40	0	0	0	2	51
特別養護老人ホーム 孝養ハイツ	23	0	0	2	1	0	43	0	1	3	50
	24	0	0	2	2	0	64	0	0	10	78
	25	0	0	2	5	0	63	0	0	9	79
特別養護老人ホーム 寿松苑	23	6	1	1	5	2	2	34	1	3	55
	24	5	1	1	7	6	0	30	1	3	54
	25	5	0	1	7	6	0	32	1	3	55
特別養護老人ホーム 光栄荘	23	0	1	0	13	0	6	1	64	2	87
	24	0	1	0	14	0	3	2	65	2	87
	25	0	1	0	11	0	2	2	69	2	87
特別養護老人ホーム 真生園	23										
	24	26	2	0	0	0	0	1	0	0	29
	25	27	1	0	0	0	0	1	0	0	29
特別養護老人ホーム 舞川の里	23										
	24	13	0	3	0	12	0	1	0	0	29
	25	14	0	2	0	13	0	0	0	0	29
特別養護老人ホーム 花いずみ	23	10	13	1	0	1	0	1	0	1	27
	24	9	15	0	1	1	0	1	0	2	29
	25	9	14	0	1	1	0	1	0	2	28
特別養護老人ホーム ひより	23										
	24	0	0	27	2	0	0	0	0	0	29
	25	0	0	28	1	0	0	0	0	0	29
特別養護老人ホーム ひなた苑	23										
	24	0	0	0	24	0	2	0	3	0	29
	25	0	0	0	24	0	2	0	3	0	29
合 計	23	229	150	82	92	44	54	40	67	49	807
	24	279	150	110	125	59	72	39	71	54	959
	25	285	149	109	123	62	70	39	73	51	961

資料：社会福祉課、各年度末現在

4 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者状況

【表51】 待機者状況

（単位：人）

年 度	23			24			25		
	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者
一 関	246	53	30	248	85	64	325	120	84
花 泉	24	11	9	27	10	4	27	10	6
大 東	157	48	29	169	57	31	172	48	30
千 厩	116	49	34	118	67	49	146	73	41
東 山	52	13	8	67	19	13	70	15	11
室 根	69	37	31	69	35	9	59	33	29
川 崎	23	7	5	33	16	11	30	7	6
藤 沢	93	28	12	91	23	9	88	22	9
合 計	780	246	158	822	312	190	917	328	216

資料：一関地区広域行政組合、各年度末現在。

第8 社会福祉協議会等が実施している主な事業

1 在宅ひとり暮らし高齢者交流会事業

おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者や、日中ひとりになる方などを対象に、入浴・食事・趣味活動などを通じて、高齢者同士の親睦を深め、孤独感の解消を図っています。

【表 52】開催状況

(単位：回・人)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
開催回数	23	—	1	1	3	2	1	2	1	11
	24	—	1	1	3	3	1	2	1	12
	25	—	1	2	3	3	2	2	1	14
実参加者数	23	—	42	148	152	50	25	50	16	483
	24	—	24	148	151	90	24	40	32	509
	25	—	36	160	146	91	44	34	24	535

※ 藤沢地域では、平成23年度まで藤沢町ボランティアセンターで主催。

2 在宅介護者リフレッシュサービス

介護者相互の情報交換や親睦を行うことにより、介護の疲れを癒し、心身ともにリフレッシュを図ることを目的に親睦交流会を実施しています。

【表 53】実施状況

(単位：人)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
利用者数 (泊り)	23	13	4	3	0	2	0	2	—	24
	24	19	5	3	0	2	0	3	2	34
	25	10	1	1	0	2	0	2	2	18
利用者数 (日帰り)	23	17	4	3	2	5	2	3	—	36
	24	20	5	3	2	6	0	3	4	43
	25	15	11	3	3	6	2	5	0	45

3 在宅理髪サービス

在宅の寝たきり者などを対象に、自宅で理髪サービスを行うことにより、身体の清潔を保持するとともに、家族介護の負担軽減を図ることを目的に、一関地域、千厩地域及び室根地域で実施しています。

【表 54】実施状況

(単位：人・枚・%)

年度	申請者数	交付枚数	利用枚数	利用率
23	122	427	221	51.8
24	113	355	238	67.0
25	116	378	276	73.0

4 小地域福祉推進事業

地域の人々が安心して豊かな生活ができるような地域社会を構築するため、地区福祉推進協議会、自治会等に対し活動助成金を交付し、自主的な地域福祉活動を支援しています。

【表 55】活動助成金交付状況

(単位：円)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
		8地区	7地区	6地区	4地区	1地区	20行政区	1地区	43自治会	
活動助成金	23	1,887,000	1,213,000	473,000	1,011,000	809,200	400,000	260,000	390,000	6,443,200
	24	2,174,000	1,310,000	1,243,000	1,011,000	816,400	529,000	336,000	423,800	7,843,200
	25	2,192,000	1,310,000	1,249,000	974,000	753,000	528,000	303,000	744,920	8,053,920

※ 東山地域では、平成 25 年度より、東山町自治会連絡協議会に助成。

※ 川崎地域では、平成 24 年度より、川崎まちづくり協議会に助成。

5 ふれあいサロン

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、日中ひとりになる方や高齢夫婦などを対象に、閉じこもりを防ぎ、生きがいを持てるよう、会食、会話、交流の機会として、自治会などの小地域を単位とした定期的な集まり（ミニサロン）の開催を支援しています。

【表 56】実施状況

(単位：箇所・日)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
設置箇所数	23	131	40	47	49	19	14	16	—	316
	24	129	46	46	52	19	14	18	10	334
	25	132	48	47	50	19	16	19	17	348
開催日数	23	1,554	404	545	576	180	110	173	—	3,542
	24	1,561	450	409	608	188	124	104	117	3,561
	25	1,561	512	434	599	178	140	135	199	3,758

6 日常生活自立支援事業

認知症などのため、必要とする介護・福祉サービスの選択やサービス事業者との契約に関する判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの情報提供、選択の助言、利用手続き、利用料の支払い、日常的な金銭管理サービスを提供し、適切な福祉サービスの利用を図る事業を実施しています。

【表 57】利用状況

(単位：件・人)

年度	件数	実支援人数
23	962	52
24	1,042	55
25	1,182	53

※社会福祉協議会では、上記の事業のほか高齢者に関する事業を「地域福祉活動計画」に基づき、実施しています。

第4章 重点施策とその取り組み

第1 重点課題と施策の方向

ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が増加する中、人と人とが支えあい、健やかに安心して暮らすことができるまちを目指し、生きがいづくりと健康づくり、生活習慣病の予防、介護予防事業の推進、在宅介護支援、高齢者の権利擁護の支援など、効率的な行政運営を図りながら、高齢社会に向けた諸施策に取り組んでいきます。

◇健康づくりの推進と介護予防の充実を図ります

<重点課題>

- 介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。
- 一次予防事業は、参加者の固定化、減少が課題となっており、二次予防事業は、対象者であっても参加に結びつかないことが課題となっています。より魅力ある事業内容を検討するとともに、住民主体の通いの場の充実や、介護予防教室の開催会場を工夫するなど、より気軽に参加できる環境整備が必要です。

<施策の方向>

- 介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体で参加しやすい介護予防の取り組みを推進します。

◇生きがいづくりを推進します

<重点課題>

- 高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者の方たちが生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康に安心して暮らすことが可能となるような社会の実現が求められています。

<施策の方向>

- 明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。元気な高齢者が社会貢献活動に参加することで、自らの生きがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。
- 生きがいを持って高齢期を過ごすために、健康づくりや介護予防とともに、生涯学習、スポーツ、世代間交流、ボランティア活動など幅広い社会参加と、地域内交流の活性化

を促進します。

◇ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進します

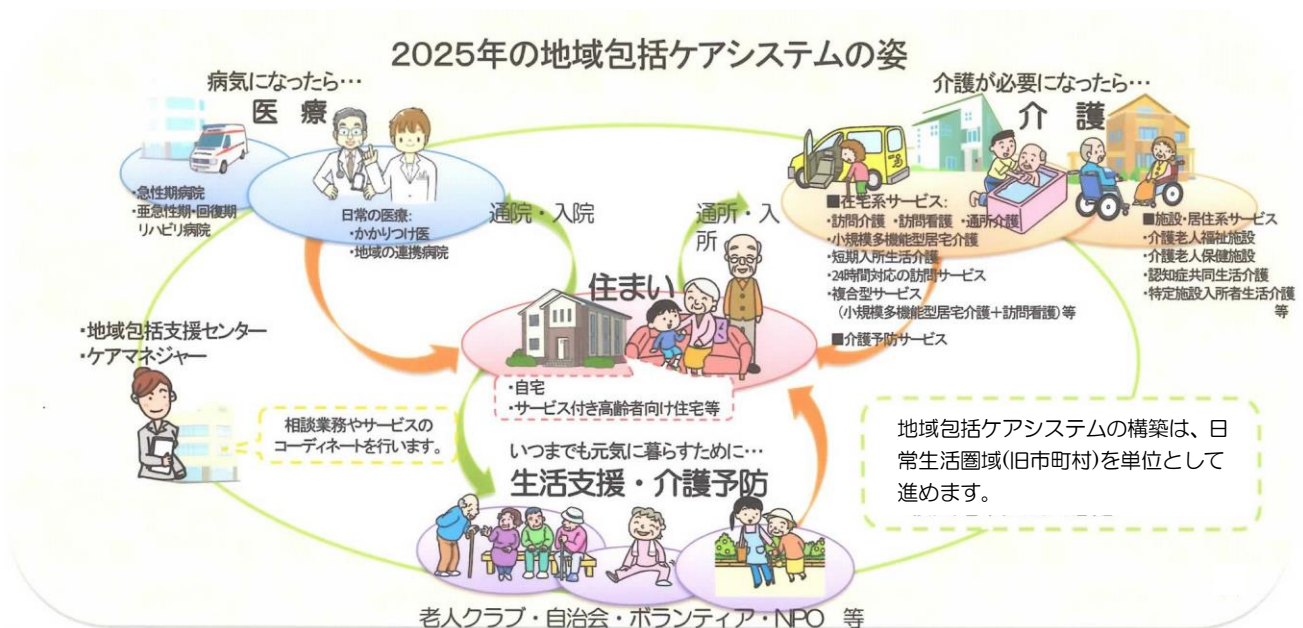
<重点課題>

- 高齢者やその家族が地域で安心して生活できるように、孤立死防止、高齢者虐待の早期発見など、地域住民が課題を共有する取り組みを推進する必要があります。
- 全国各地で高齢者の所在不明や、孤立死等の問題が発生している状況にあります。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りや安否確認については、地域の様々な見守り活動や宅配業者など民間事業者との連携による高齢者見守りネットワークの構築により、地域における見守り体制を充実させていくことが必要です。
- 地域で認知症高齢者とその家族が、尊厳を持ってその人らしく安心して暮らすためには、周囲が認知症を正しく理解し、支えあうことが必要です。

<施策の方向>

- 高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、長年住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する仕組みが必要となります。それを支えるシステムが「地域包括ケアシステム」です。
一関市では、この「地域包括ケアシステム」を「ともに支え合い安心して暮らせる地域づくり」とし、保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体との連携のもとに、住民相互の支え合いを基本とした地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



第2 取り組み方針

◇健康づくりの推進と介護予防の充実に向けて

- ◎ 介護予防とは、「要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、そして要介護状態となってもそれ以上悪化しないようにする（維持・改善）」ことであり、単に運動機能など、個々の機能の改善だけを目指すのではなく、高齢者一人ひとりが生きがいや自己の実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上をめざすものです。
- ◎ そのためには、機能回復訓練などの高齢者本人への働きかけだけではなく、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくり、出番づくりに取り組む必要があります。

1 健康的な生活習慣づくりの促進

健康増進対策（健康いちのせき21計画）の推進

一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを推進するため、早世（65歳未満で亡くなる人）を減らし、健康寿命（健康で元気に暮らすことができる期間）の延長と、生活の質の向上に重要と考えられる12の領域（①食生活、②身体活動・運動、③休養・こころ、④たばこ、⑤アルコール、⑥歯の健康、⑦がん、⑧糖尿病、⑨循環器疾患、⑩不慮の事故、⑪自殺、⑫感染症・食中毒）の健康づくり活動を推進します。

2 生活習慣病の発症予防・早期発見・早期治療・重症化予防

（1）生活習慣病予防対策の推進

脳血管疾患、糖尿病及びメタボリック症候群などの生活習慣病を予防するために、若年期から健康診査、特定健診、特定保健指導、健康教育、健康相談等の充実・強化をしていきます。

（2）健康管理の意識啓発と支援

一人ひとりが自らの健康を守ることを基本として、若年期からの健康管理を促し、健康教育や健康相談、健診の事後指導などにより健康管理を支援します。

3 要介護・要支援状態の発生予防と認知症の予防

（1）介護予防の普及・啓発

介護予防意識の普及・啓発に努め、介護予防に取り組む意欲の醸成と地域における介護予防に資する資源の活用・育成の取り組みを強化し、高齢者が身近な地域で自主的に取り組める環境づくりに努めます。

(2) 介護予防事業の実施

住民自身が運営する集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような取り組みを推進します。

多様なサービスの利用や集いを通じ、閉じこもりやうつ予防を含む介護予防に取り組みます。

(3) 介護予防ボランティアの養成

元気な高齢者が介護予防の担い手として地域の中で社会的な役割を持ち、自らの生きがいづくりや介護予防にもつながる介護予防ボランティア養成等の取り組みを推進します。

(4) 認知症に関する知識の普及と予防

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるようにするため、認知症に関する理解と知識の普及を図るとともに、認知症の予防にも積極的に取り組みます。

4 歯科保健サービスの実施

歯周疾患予防を目的とした成人歯科健康診査の実施や歯科治療を受けることが困難な方を対象とした訪問歯科診療の実施など、生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、豊かな人生を送ることができるよう支援します。

◇生きがいづくりに向けて

- ◎ 学習機会や文化活動、健康づくりなどの場の拡大、地域ボランティア、老人クラブなど自主的なグループ活動の取り組みを支援します。
- ◎ 高齢者が積極的に社会参加、貢献できる環境づくりを進め、これまで培った豊かな経験や知識・技能を発揮することにより、生涯を健康で生きがいをもって地域で暮らせるよう支援します。
- ◎ 高齢者が生きがいをもって生活を送るためには、創作活動やスポーツ、レクリエーションなど、長年培ってきた知識、技能や経験を生かし、地域社会の活動に参加し、貢献できる場が大切であり、これらの機会の拡充に努め、その活動を支援します。

1 学習機会の充実・生涯スポーツの促進

生涯学習の場としての高齢者教養講座等、学習機会の充実に努めるとともに、それぞれの体力やニーズに応じ、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に身近な場所でスポーツに参加できるよう生涯スポーツの普及促進に努めます。

2 雇用・就業機会の確保

ハローワークやシルバー人材センターなどとの連携を図り、高齢者の年齢や健康、体力面に見合った多様な形態による雇用、就業機会の確保及び支援に努めます。

3 老人クラブの支援

老人クラブは、高齢者が自らの生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上や健康の増進に主体的に取り組むとともに、地域においては要援護高齢者への支援など、福祉活動や環境づくりなどの多様な分野のボランティア活動の担い手として期待されていることから、その育成と支援に努めます。

4 地域・世代間交流の促進

若年者から高齢者にいたるまで、市民がお互いに思いやり、支え合う地域社会の形成が必要です。このため、スポーツ、レクリエーションなど、地域における交流の活発化を図るとともに、高齢者が培ってきた生活文化の伝承活動を通じて、世代間の交流を促進します。

5 高齢者の多様な活動の場の充実

趣味活動や健康づくりなどの場の拡大、地域ボランティアやふれあいサロンなど、自主的な活動の取り組みを支援します。

6 シニア活動プラザの活用

元気な高齢者の社会参加・社会貢献活動を促進するため、シニア活動プラザを活用し、シニア社会貢献支援事業の積極的な展開を図ります。

◇ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向けて

- ◎ ひとり暮らしや要介護・要支援状態になっても、高齢者が自宅で自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービス、介護サービスなどの充実に努めます。
- ◎ 今後ますます増加すると予想されるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、孤立することなく、いざというときにも地域で安心して生活できるように、地域包括支援センターが中心となって地域の様々な社会資源の掘り起こし・ネットワークづくりを積極的に行い、高齢者及び家族を支援する関係者の見守り体制を推進します。

多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

- ▶ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ▶ 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



出典：厚生労働省

1 在宅生活環境の整備

(1) 身近な地域の福祉づくりの促進

- 地域住民や町内会、自治会、地区福祉推進協議会との連携により、身近な地域の市民センターや集会所などを福祉コミュニティの場とし、活用して福祉のまちづくりを促進します。
- 市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉教育の推進と講演会などを開催し、福祉意識の啓発に努めるとともに、市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、組織の育成と連携を促進します。

- ひとり暮らし高齢者などの閉じこもり防止や孤独感解消のための交流機会（地域サロンなどの開催）の拡充を支援します。
- 住み慣れた地域でその人らしく日常生活を営み続けることができるよう、隣近所一人ひとりができることで、お互いを支えあう福祉づくりを促進します。
- 高齢社会の進行により、高齢者の増加が見込まれる中で、健康づくりや介護予防の取り組み、高齢者やその家族への支援については、地域の主体的な取り組みが一層重要となることから、民生児童委員・保健推進委員をはじめ、ボランティア団体などとの連携を進め、「地域や市民がともに支え合う」活動を支援・促進します。

（2）生活支援ネットワークの整備

- 要援護高齢者など、地域において日常的な見守りを通じて、支援が必要またはそのおそれのある高齢者を早期に発見し、適切なサービス提供につなげられるよう、地域や関係機関・各種団体・民間事業者などと、連携を図るネットワークづくりを進めます。
- 市民や老人クラブなどによる見守り活動、地域包括支援センターを中心とした支援、保健師等の訪問により、要援護高齢者の早期発見に努め、適切な生活支援サービスや介護サービスの利用を促進します。
- 要援護高齢者や家族の抱える悩みは、健康や介護の領域だけでなく、契約のトラブルや家庭内での虐待など、より多様化していることから、地域や医療・保健・福祉のサービス機関、行政が必要に応じ情報を共有し、連携して対応するネットワークの充実に努めます。

（3）生活支援サービスの充実

- 介護保険法改正により、予防給付の訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行します。円滑な制度移行ができるよう、地域の実情に応じた多様な主体によるサービスを提供する環境等を整備します。

① 予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な地域支援事業への移行

- ・多様な主体による生活支援サービスの実施

多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

平成 27・28 年度は現行相当サービスを維持しつつ、新しいサービスの導入を検討し、平成 29 年 4 月から本格移行します。

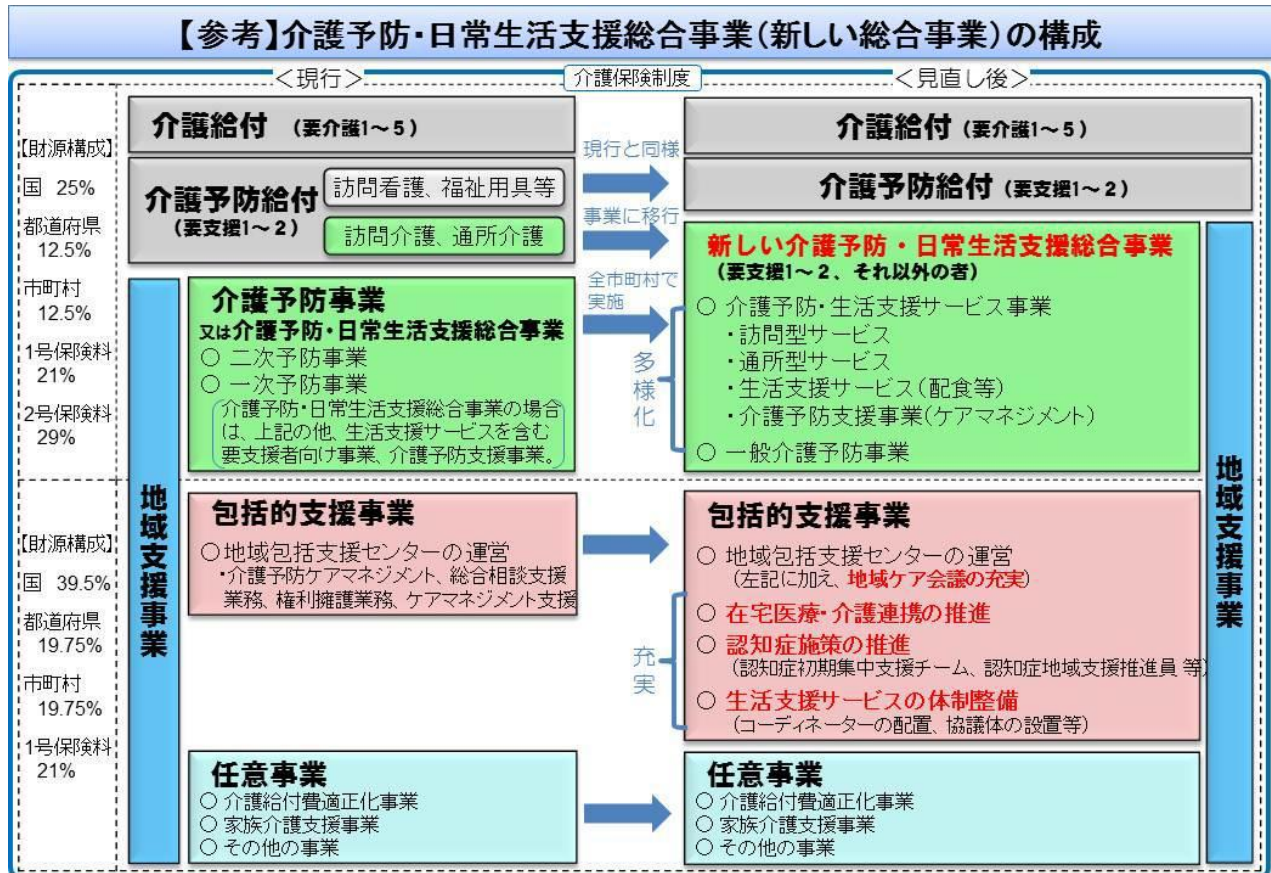
② 地域の資源を生かした多様なサービスの充実

- ・協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置

「協議体」（各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークをいいます。）の設置及び「生活支援コーディネーター」（地域支え合い推進員：ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそ

のネットワーク化等を行います。)の配置を行います。

- ・多様なサービスの担い手となる地域人材の育成
NPO、ボランティア団体、地縁組織など多様な団体が多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや、住民が担い手となる環境づくりを行います。



出典：厚生労働省

- ひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、支援が必要な高齢者に対して介護保険外の福祉サービスとして、以下の生活支援サービスを実施します。

NO	事業名等	現状 (26年度)	計画 (29年度)
1	生活管理指導員派遣事業 利用対象者：介護認定で自立(非該当)の方、又はそれに相当する方	在宅での日常生活維持のため、何らかの援助が必要な高齢者などに生活管理指導員を派遣し、必要な支援を行います。 現状：20人	◆介護保険サービスに移行することなどにより、利用者は減少傾向にありますが、対象者の早期発見に努め、必要な支援を行います。 計画：20人

NO	事業名等	現状（26年度）	計画（29年度）
2	生活管理指導短期宿泊事業 利用対象者： 上記に同じ。	一時的に日常生活が困難となった場合に、特別養護老人ホームのショートステイ施設などに短期間宿泊し、生活習慣の指導などにより健康の保持を図り、要介護（要支援）状態への進行を予防しています。 <div style="text-align: right;">現状：2人</div>	◆上記同様、減少傾向にありますが、引き続き必要な支援を行います。 <div style="text-align: right;">計画：2人</div>
3	生きがいデイサービス事業 利用対象者： 上記に同じ。	閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービス施設への通所によりサービスを提供し、社会的孤立感の解消、自立生活の継続を支援しています。 <div style="text-align: right;">現状：30人</div>	◆自立生活の助長及び介護予防を図るため、引き続き事業を継続します。 <div style="text-align: right;">計画：30人</div>
4	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	高齢者や身体に障害のある方が在宅生活するために必要な住宅の改良を行い、自立と在宅福祉の向上を図ります。 <div style="text-align: right;">現状：18件</div>	◆居住のバリアフリー化を促進し、在宅生活継続を支援します。 <div style="text-align: right;">計画：20件</div>
5	緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らし高齢者等が急病や火災など緊急時に消防署に緊急通報ができる端末機等を貸与し、通報手段の整備を図ります。 <div style="text-align: right;">現状：890台</div>	◆高齢者の世帯が今後も増加するものと見込まれることから、民生委員との連携により、対象者を適切に把握し利用の促進を図ります。 <div style="text-align: right;">計画：920台</div>

NO	事業名等	現状（26年度）	計画（29年度）
6	高齢者福祉乗車券 交付事業	70歳以上のひとり暮らし 及び高齢者のみ世帯等の社会 参加促進を図ることを目的 に、市内のタクシー及びバス の利用料金の一部を助成しま す。 現状：3,460人	◆事業の継続により、引き続き 高齢者の社会参加を支援し、福 祉の増進を図ります。 計画：3,510人
7	食の自立支援事業 (配食サービス)	ひとり暮らし高齢者などが 健康で自立した生活を送るこ とができるよう食事を提供す るとともに、安否の確認など を行います。 現状：150人	◆ひとり暮らし高齢者及び高 齢者のみ世帯は今後も増加が 見込まれることから、介護保険 サービスとの調整を図りなが ら、引き続き身近なサービスと して実施します。 計画：160人

(4) 家族介護支援対策の推進

高齢者などを介護している家族などの多様なニーズに対応し、各種のサービスを提供することにより、身体的・精神的負担及び経済的負担の軽減を図るとともに、介護者の心身の元気回復を図り、在宅介護の継続を支援します。

NO	事業名等	現状（26年度）	計画（29年度）
1	家族介護用品支給 事業	在宅で寝たきりなどの要介 護4・5の状態にある高齢者 などを介護している家族に対 し介護用品を支給し、経済的 な負担の軽減を図ります。 現状：190人	◆在宅の寝たきりの高齢者な どを介護する家族の生活を支 援するため、今後も継続しま す。 計画：200人
2	在宅寝たきり高齢 者等介護手当支給 事業	在宅で寝たきりなどの要介 護4・5の状態にある高齢者 などと同居している介護者に 対し介護手当を支給し、介護 者の経済的、精神的な負担の 軽減を図ります。 現状：970人	◆在宅介護者の経済的、精神的 な負担軽減のため、引き続き支 援します。 計画：1,000人

NO	事業名等	現状（26年度）	計画（29年度）
3	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	<p>在宅の寝たきり高齢者などが使用する寝具類の衛生管理が困難な場合に寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行い、快適な在宅生活ができるよう支援します。</p> <p style="text-align: right;">現状：30件</p>	<p>◆介護保険制度の浸透等によりニーズが変化してきていることから、制度のあり方について検討します。</p>
4	外出支援サービス事業	<p>心身の障がいまたは傷病などの理由により、寝たきりの方または車いすを利用している方を、医療機関や福祉施設にリフト等の装置を備えた車両で送迎し、家族の負担の軽減を図ります。</p> <p style="text-align: right;">現状：290人</p>	<p>◆民間事業者の参入状況を勘案しながら、移送体制の整備を図り、サービスの確保に努めます。</p> <p style="text-align: right;">計画：290人</p>

（5）低所得者対策の推進

社会福祉法人などが提供する介護保険サービスの利用料などを一部軽減し、低所得者の介護保険サービスの利用を促進します。

（6）居住関係施策の推進

- 高齢者の多様な住まいのニーズに対応するため、介護保険事業計画や住宅施策と連携しながら、安全、安心を高める良質な居住環境の形成を目指します。
- 平成23年に高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の居住の安定確保を図るため、高齢者を支援するサービス（安否確認や生活相談サービス）を提供する住宅として「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されたことから、今後これら住宅を整備する民間事業者の参入を促進します。
- 要介護度が低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な低所得高齢者の住まいの在り方について、検討を進めます。

○ 福祉施設サービス、介護保険施設サービスの現状と計画

NO	施設名等	現状(26年度)	計画(29年度)
1	養護老人ホーム	市内には、大東地域に「こはぎ荘」(定員55名)と東山地域に「東山荘」(定員70名)の2施設があります。 <div style="text-align: right;">定員数：125床</div>	◆待機者の状況や入所需要の状況を勘案し、現状を維持することとします。 <div style="text-align: right;">計画：125床</div>
2	生活支援ハウス	一関地域「みどりの里(定員10名)」及び室根地域「むろね苑(定員8名)」があり、社会福祉法人に施設の運営を委託しています。 <div style="text-align: right;">定員数：18床</div>	◆待機者の状況や入所需要の状況を勘案し、現状を維持することとします。 <div style="text-align: right;">計画：18床</div>
3	軽費老人ホーム (ケアハウス)	一関ロイヤルハウス(定員30名)と、福光園ケアハウス老楽園(定員20名)が運営されています。 <div style="text-align: right;">定員数：50床</div>	◆待機者の状況や入所需要の状況を勘案し、現状を維持することとします。 <div style="text-align: right;">計画：50床</div>
4	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行っています。 <div style="text-align: right;">定員数：810床</div>	入所待機者の解消のため、整備を進めます。 ◆入所需要の状況や上記により整備を支援します。 <div style="text-align: right;">計画：860床</div>
5	老人保健施設 (介護老人保健施設)	施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行っています。 <div style="text-align: right;">定員数：592床</div>	◆入所需要の状況により整備を支援します。 <div style="text-align: right;">1施設 20床を整備 計画：612床</div>

NO	施設名等	現状（26年度）	計画（29年度）
6	療養型医療施設 (介護療養型医療施設)	施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行っています。 定員数：19床	◆現状を維持します。 計画：19床
7	特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行っています。 定員数：145床	◆入所需要の状況や上記により整備を支援します。 8施設 232床を整備 計画：377床
8	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	認知症の方が共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行っています。 定員数：306床	◆入所需要の状況や上記により整備を支援します。 90床を整備 計画：396床
9	小規模多機能型居宅介護	介護が必要となった高齢者が、これまでの生活を維持できるように「通い」を中心に、「訪問」「短期宿泊」の3つのサービス形態が一体となり、24時間切れ間なくサービスが提供されます。 6施設 定員数：150人	◆入所需要の状況や上記により整備を支援します。 1施設 29定員を整備 計画：179人

NO	施設名等	現状（26年度）	計画（29年度）
10	特定施設入居者生活介護 （地域密着型特定施設入居者生活介護を含む）	入居する要介護者に対し、居宅サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練・療養上の世話を行っています。 定員数:159床	◆現状を維持します。 計画:159床
11	サービス付き高齢者向け住宅	登録事業者による高齢者向けのバリアフリーの住宅が整備され、介護サービス、生活相談などの福祉サービスを提供でき、単身・夫婦世帯が安心して生活できます。 現状:10カ所 239戸	◆民間事業者の参入を促進します。
12	有料老人ホーム	民間事業者が設置・運営する高齢者のための居住施設 現状:8施設 187床	◆民間事業者や関係機関との連携により、良質な有料老人ホームの整備を促進します。
13	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）		◆在宅介護の多様化に伴い、小規模多機能型居宅介護（通い、訪問、短期宿泊）に訪問看護を組み合わせた居宅サービスの整備を促進します。 計画:2カ所

NO	施設名等	現状(26年度)	計画(29年度)
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		<p>◆在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護を日中・夜間を通じて密接に連携させた居宅サービス整備を促進します。</p> <p style="text-align: right;">計画2カ所</p>

2 相談支援体制の充実

身近なところで在宅介護などの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）等の相談支援活動の充実に努めます。

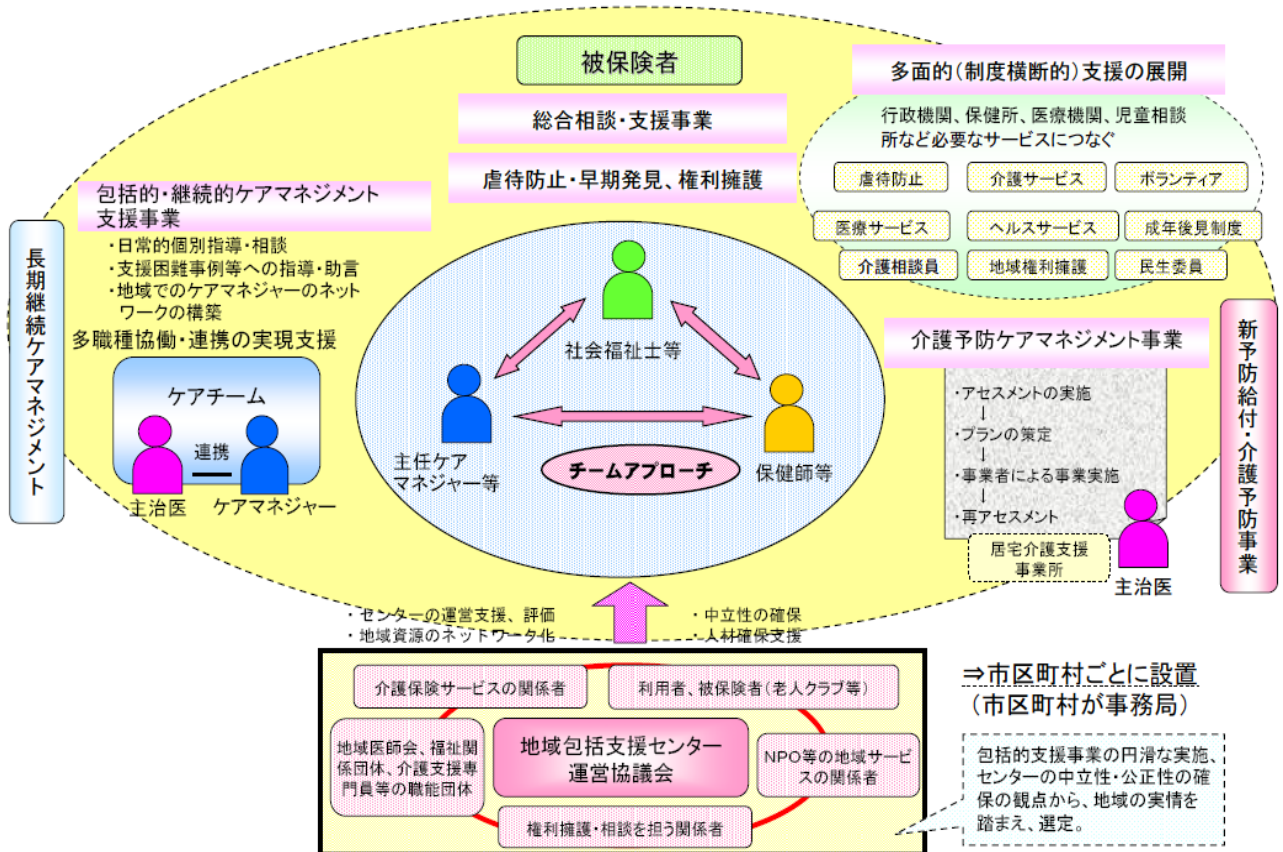
(1) 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）の充実

○ 介護予防や生活支援の観点から、保健・医療・福祉・介護サービス関係者との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

○ 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）は、介護保険第1号被保険者数3,000人～6,000人に1カ所の設置とされており、東部地区には広域行政組合が直営の「東部地域包括支援センター」と委託の高齢者総合相談センター2カ所、西部地区には、直営の「西部地域包括支援センター」と高齢者総合相談センターが2カ所の計6カ所設置されていますが、地域が広範囲なため、十分な対応ができていない状況にあります。

このため、第6期介護保険事業計画実施期間中に、日常生活圏域ごとの設置を基本として、きめ細やかな地域包括ケアの体制の実現を目指します。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



出典：厚生労働省

○ 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、以下の4事業を必須として、地域における総合的なマネジメントを担う機関です。

① 介護予防ケアマネジメント事業

要支援・要介護になるおそれのある二次予防対象者と要支援1・2の高齢者への介護予防ケアマネジメント業務を行います。

② 総合相談・支援事業

地域の高齢者実態を把握し、保健・医療・福祉・介護などに関わる総合相談・支援事業を行います。

③ 権利擁護事業

高齢者に対する虐待防止・早期発見、認知症などにより財産管理や契約などの法律行為を行うことが困難な方等に、「成年後見制度」の利用を勧奨し、支援します。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーに対する個別相談や指導、また、支援困難事例への指導助言などのほか、在宅介護支援センターなどの関係機関との連携による地域ケア体制を整備し、おおむね65歳以上の高齢者を対象に効果的な生活支援サービス・介護予防サービスを提供するなど地域ケアの総合調整を図ります。

○ 地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）の機能強化

地域包括ケアシステムの充実を目指し、地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）の機能強化を図るため、必要な業務内容・体制について検討します。

○ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の課題解決を図るとともに、地域の課題を明確にし、政策形成につなげる仕組みです。地域包括ケアシステムの実現のため、さらに取り組みを進めます。

(2) 在宅介護支援センター

現在、地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）へ相談などをつなぐ窓口として設置している在宅介護支援センターは、地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）の整備状況を踏まえつつ、設置場所、設置数、機能などについて検討を進めます。

3 災害時支援体制の整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備え、安全対策の体制づくりをさらに進めていきます。

特に、ひとり暮らしや要介護状態にあるなど、災害時に一人では避難できない高齢者等の安全確保に向けた対策として、避難行動要支援者名簿の作成、一関市社会福祉協議会が行っている「緊急連絡カード」の活用による要配慮者の把握、名簿情報を活用した地域での見守りや安否確認など、避難支援の取り組みを推進します。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成と情報提供

災害対策基本法の改正により、災害発生時に一人で避難が難しく支援が必要な方を対象とした「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられました。

日常の見守りや、災害時の避難支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を作成します。またご本人からの同意確認を進め、同意のあった方の情報については、地域の関係機関に情報提供を行います。

(2) 名簿情報の活用による災害時の避難支援

同意があった方の情報は地域の関係機関に提供し、平常時からの見守りや避難訓練、災害時の情報伝達、安否確認など、避難支援体制の充実に努めます。

4 権利擁護等への対応

(1) 日常生活自立支援事業の活用

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行っています。

社会福祉協議会が実施主体になります。

(2) 成年後見制度の周知

認知症高齢者、知的障がい者、及び精神障がい者等判断能力が不十分となった人の財産管理あるいは介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

制度の周知を推進するとともに、各相談窓口で本人や家族等に対して制度の説明を行い、活用促進をしていきます。

○ 市民後見人等の育成

市民後見人の育成や法人後見の取り組みについて、一関市社会福祉協議会など関係機関と検討を進めます。

5 医療と介護の連携の推進

○ 地域の医療資源を有効活用した医療連携体制の構築を推進するため、医療と介護の連携連絡会を通じ、地域における医療機関相互の機能分担と連携、医療と介護の連携体制づくり等を促進します。

○ 医療依存度の高い要介護高齢者等の増加に対応した介護関係職員の医療的ケアに関する研修などの実施により、地域における医療と介護の連携を推進します。

○ 通院が困難であっても、自宅や介護施設において必要な医療が受けられるよう、訪問診療や訪問看護等により日常の療養を支えることができる医療提供体制を構築

するため、在宅医療を推進します。

6 介護人材確保の推進

- 今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、主婦(夫)や団塊の世代、介護に興味のある方を対象とした介護担い手の育成、福祉教育の充実による将来の介護人材育成、スキルアップ研修の開催による介護職員定着支援などの取り組みを推進します。

7 認知症高齢者支援対策の推進

(1) 認知症予防と知識の普及

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるようにするため、認知症に関する理解と知識の普及を図り、認知症の予防に積極的に取り組みます。

(2) 早期発見体制の推進

認知症は、早期の段階で対応すれば進行を抑えることができ、家族の対応に適切な方向付けが可能になることから、高齢者の状態変化を速やかに把握できるよう普段から接している家族やかかりつけ医、看護師、介護支援専門員、保健師等相互の連携を図っていきます。

- 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の早期診断、早期対応のため、地域包括支援センター等に認知症初期集中支援チームを設置し、早期に継続的、包括的な支援を行い、必要なサービス等の提供につなげます。

(3) 関係機関とのネットワーク

認知症の早期対応に向けて、地域包括支援センターを中心とした相談・対応窓口を充実するとともに、関係機関によるネットワークづくりと役割を明確にして、認知症高齢者と家族を効果的に支援していく体制づくりを行っていきます。

また、地域住民の認知症への関心や理解を高め、かかりつけ医と専門医療機関、並びに医療と保健・福祉・介護の連携による「一関地区もの忘れ医療ネット」の拡充を図ります。

- 徘徊高齢者SOSネットワークの構築

徘徊のために行方がわからなくなった高齢者を、警察や行政、地域包括支援センターや地域の人などが協力し、できるだけ早く家族の元に帰すことを目的とした「徘徊高齢者SOSネットワーク」の構築に取り組みます。

(4) 認知症高齢者支援体制の確立

- 認知症高齢者ができる限り、自宅で生活できる環境を整えることが大切であることから、地域の特性を生かした見守り体制や関係機関相互の連携など、地域で認知症高齢者と介護者を支える体制づくりを推進します。

- 認知症の正しい理解や地域の見守り等を促進するため、住民、職域、学校などで認知症サポーター養成講座の開催を支援し、認知症サポーターの養成に努めます。

【表 55】 認知症サポーターの養成

(単位：人)

区分	現状 (26 年度)	計画 (29 年度)
認知症サポーター養成数	4,620	8,200

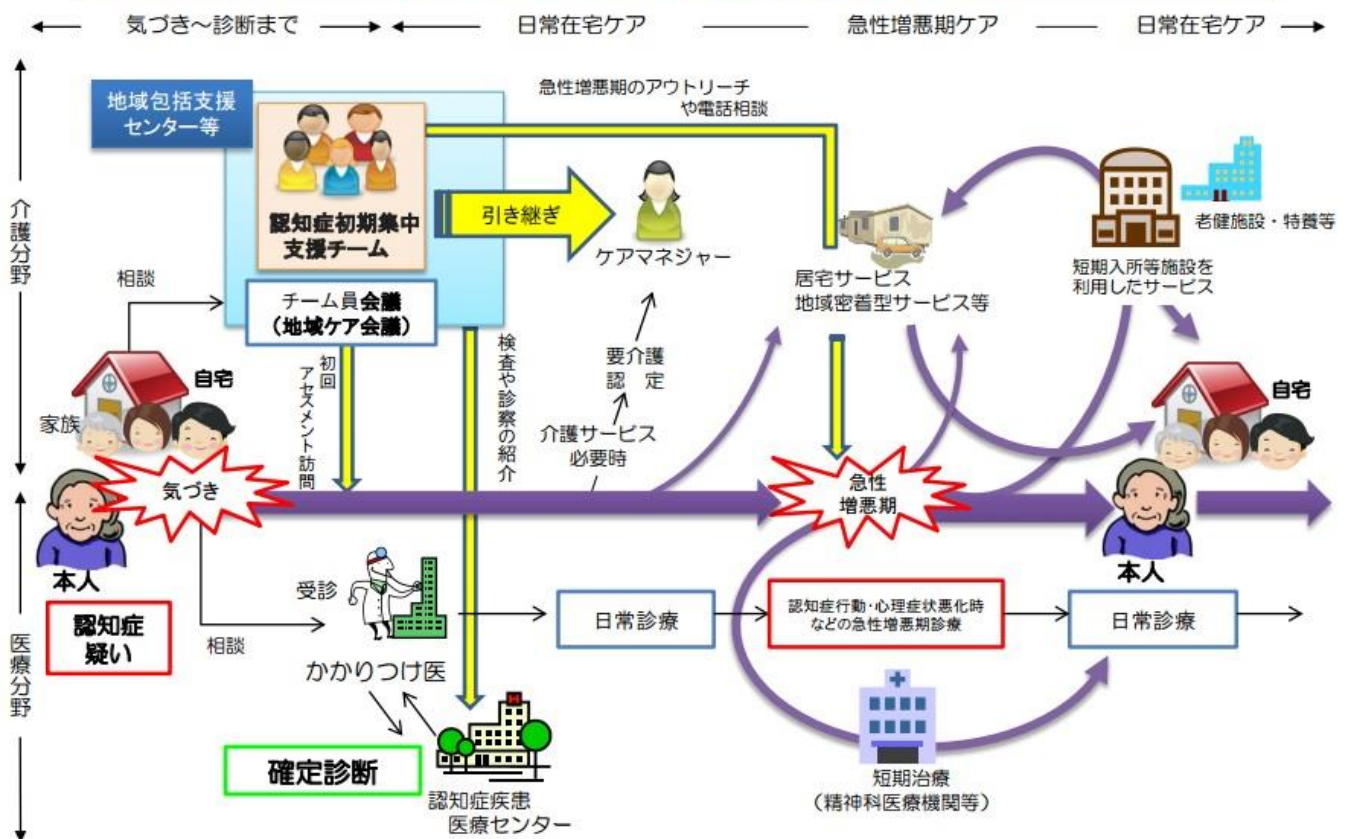
- 「認知症の人と家族の会」に対して、育成と支援に努めます。
- 認知症地域支援推進員の設置
認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族を支援する認知症地域支援推進員を地域包括支援センター等に設置します。

(5) 認知症ケアパスの作成・普及

認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパスを作成し、市民や医療・介護関係者へ普及を図ります。

標準的な認知症ケアパスの概念図

～ 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～



出典：厚生労働省

第5章 サービスの整備目標

○主なサービスの整備目標

高齢者福祉計画の期間の終期にあたる平成29年度までの主な福祉サービスの整備目標を以下のとおりとします。

1 在宅福祉サービス

主な事業の名称	(単位)	23年度	26年度	29年度
①生活管理指導員派遣事業	利用者数	18	20	20
②生活管理指導短期宿泊事業	利用者数	2	2	2
③生きがいデイサービス事業	利用者数	64	30	30
④高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	利用件数	17	18	20
⑤緊急通報体制等整備事業	設置件数	992	890	920
⑥高齢者福祉乗車券交付事業	交付者数	2,752	3,460	3,510
⑦食の自立支援事業 (配食サービス)	利用者数	168	150	160
⑧家族介護用品支給事業	受給者数	198	190	200
⑨在宅寝たきり高齢者等介護手当 支給事業	受給者数	979	970	1,000
⑩寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	利用者数	42	30	—
⑪外出支援サービス事業	利用者数	716	290	290
⑫介護一次予防事業	延参加者数	34,345	32,000	33,200
⑬介護二次予防事業	実参加者数	1,722	2,500	2,600

(注1) 介護二次予防事業は、運動器の機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能の向上事業の延参加者数を合計した数です。

(注2) 平成29年度の目標数は高齢者数の伸び率、傾向等を勘案して決めました。⑫⑬については、介護保険法の改正に伴い介護予防・日常生活支援総合事業に移行する予定であることから、平成29年度の数値は参考数値となります。

2 老人福祉施設サービス

施設の種類別		23年度	26年度	29年度
① 養護老人ホーム	施設数	8	5	3
	措置者数	127	127	127
② 生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	施設数	2	2	2
	定員数	18	18	18
③ 軽費老人ホーム (ケアハウス) 介護保険対象外	施設数	2	2	2
	定員数	50	50	50
計	施設数	12	9	9
	定員数	195	195	195

(注) ①養護老人ホーム施設数を減少とする計画は、現在市外の施設に措置している方々を一関市内の施設に移動しようとするものです。

3 介護保険施設等サービス

施設の種類別		23年度	26年度	29年度
① 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	施設数	13	14	15
	定員数	810	810	860
② 老人保健施設 (介護老人保健施設)	施設数	7	7	8
	定員数	592	592	612
③ 療養型医療施設 (介護療養型医療施設)	施設数	2	2	2
	定員数	19	19	19
④ 地域密着型介護老人福祉施設	施設数	5	5	13
	定員数	145	145	377
⑤ グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	施設数	22	23	28
	定員数	279	306	396
⑥ 小規模多機能型居宅介護 (利用者定員1施設25名)	施設数	5	6	7
	定員数	125	150	179
⑦ 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	施設数	-	0	2
	定員数	-	0	58
⑧ 特定施設入居者生活介護(混合型)	施設数	3	3	3
	定員数	103	103	103
⑨ 地域密着型特定施設入居者生活介護 (専用型)	施設数	2	2	2
	定員数	56	56	56
計	施設数	59	62	80
	定員数	2,129	2,181	2,660

資料編

用語解説

(介護保険法を「法」と略している。)

あ行

運動器

身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称であり、筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経（運動・感覚）、脈管系などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成されている。

栄養改善事業

高齢者の低栄養状態を早期に発見すると共に「食べることを通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援すること」を目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を行う事業。

エヌピーオー（NPO）

Non Profit Organaization の略。自主的な、自発的、福祉、人権、環境などの問題や開発途上国への支援などについて幅広い活動を展開する民間の非営利組織のこと。欧米諸国では、社会的に重要な役割を果たしている。わが国においても、平成10年3月に「特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）」が制定され、平成26年9月末現在、4万9千を超える団体が認証されている。

か行

介護給付

介護給付は、次の14種類。①居宅介護サービス、②特例居宅介護サービス、③地域密着型介護サービス、④特例地域密着型介護サービス、⑤居宅介護福祉用具購入、⑥居宅介護住宅改修、⑦居宅介護サービス計画、⑧特例居宅介護サービス計画、⑨施設介護サービス、⑩特例施設介護サービス、⑪高額介護サービス、⑫特定入所者介護サービス、⑬特例特定入所者介護サービス、⑭高額医療合算介護サービス費。（法第40条）

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者・要支援者からの相談に応じて、要介護者等がその心身状態に応じて適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス

事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして、介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。（法第7条第5項）

介護保険事業計画

厚生労働大臣が定める基本指針に沿って市町村が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。この計画は、三年を一期として定めることとされており、介護給付等対象サービス量の見込み並びにその見込量の確保のための保険料の見直し等、地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等を定めることとされている。

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄、食事等その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。（法第8条第26項）

介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は主に保健師などが行い、介護予防事業に関するケアマネジメント特定高齢者が対象となり、新予防給付に関する介護予防ケアマネジメント要介護認定で要支援と認定を受けた人に指定介護予防支援事業者として介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者などとの連絡・調整を行うものの。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者や虚弱高齢者に介護予防や生活支援サービス等を市町村の判断により、総合的に提供することができる事業で、市町村が主体となって対象者の状態像や意向に応じてサービスを提供する。サービスは地域包括支援センターのケアマネジメントにもとづき実施される。

介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能

訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を
行うことを目的とする施設として、都道府県の
許可を受けたもの。(法第8条第27項)

看護小規模多機能型居宅介護（複合サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合
わせて提供する複合型事業所。これらより、利
用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに
対応した小規模多機能型サービスの提供を受け
られやすいようになる。また、事業者にとつて
も、柔軟な職員配置が可能になる、ケアの体制
が構築しやすくなる、という利点がある。

居宅介護支援

居宅要介護者について、居宅サービス等が適
切に利用できるよう、当該居宅要介護者の依頼
を受けて、その心身の状況や置かれている環境
等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとと
もに、当該居宅サービス計画に基づくサービスの
提供が確保されるよう、居宅サービス事業者
等との連絡調整等の便宜の提供を行うこと。(法
第8条第23項)

居宅サービス

居宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、
訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養
管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施
設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉
用具販売をいう。(法第8条第1項)

居宅サービス計画（ケアプラン）

居宅要介護者が、居宅サービス及びその他の
居宅において日常生活を営むために必要な保健
医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等
をすることができるよう、当該居宅要介護者の
依頼を受けて、その心身の状況、その置かれて
いる環境、当該居宅要介護者及びその家族の希
望等を勘案し、ケアマネジャーが作成する計画。
(法第8条第23項)

居宅療養管理指導

居宅要介護者について、病院、診療所、薬局
の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等によ
って行われる療養上の管理及び指導。(法第8条
第6項)

軽費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法において規定されている軽費老人
ホームの一形態で、身体機能の低下があり、独

立して生活するには不安があると認められる高
齢者で家族の援助を受けることが困難な方の施
設。

ケアマネジメント

複合的なニーズをもつ高齢者や障がい者のた
めに、個々のニーズを総合的に評価し、保健・
医療・福祉など多様なサービスを組合せ、サー
ビス提供後も継続的にフォローして必要な変更
を行う一連の専門的援助方法。

権利擁護

その人がその人らしく生きていくために、権
利を主張し獲得していくもの、あるいは認知症
や知的障がい等により自分の権利を主張できな
い人の権利や利益を代弁し、守っていくこと。

高額介護サービス費

要介護者が支払った居宅サービス、地域密着
型サービスまたは施設サービスの自己負担額
(日常生活費等を除く。)が、一定の限度額を超
えたときに、超えた分が介護保険から払い戻さ
れる。(法第51条)

口腔機能

食べ物をかみ砕いたり、飲み込んだりする機
能や、発音などの機能。
脳血管疾患等の病気や加齢により機能低下
となる傾向がある。

高齢者の居住の安定確保に関する法律

高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制
度・高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進・終
身建物賃貸借制度・高齢者自らによる持ち家の
バリアフリー化の4つの柱による「サービス付
き高齢者向け住宅」登録制度を盛り込んだ改正
高齢者居住安定確保法（高齢者住まい法）が
2011年10月20日施行された。

「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度は、
国土交通省と厚生労働省の共管制度、知事の登
録を受けた事業者が、高齢者が日常生活を営む
ため必要な福祉サービスを提供する。

高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住
宅、高齢者向け優良賃貸住宅は廃止された。

さ行

在宅介護支援センター

支援を必要とする高齢者やその家族に対して、
自立した生活が送れるよう専門家による介護の
相談、指導、情報を受けられ、必要なサービス
を受けられるように調整することを目的とした

相談施設。

施設サービス

施設サービスとは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいう。(法第8条第25項)

市民後見人

親族ではない第三者が一般の市民の方に後見人になってもらうこと。専門職などによる支援体制の整備が必要である。

住宅改修

居宅要介護者が、手すりの取付け、段差の解消など、厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修。(法第45条)

小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者について、居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。(法第8条第18項)

ショートステイ

短期入所生活介護ともいわれ、要介護者が施設に期間限定で短期間入所し、日常生活の支援や介護、機能訓練などのサービスを受けられるもの。また、在宅介護中の介護者に用事があるときや、介護疲れを防ぐために利用することができる。

生活管理指導員

身体や精神の障がいにより日常生活を営む上で支障がある居宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の世話を行う人。

生活支援ハウス

高齢等のため、居宅において生活することに不安がある者に対し、必要に応じ住居を提供する施設。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、がん、脳卒中、心臓病、II型糖尿病、肥満症、高脂血症、大腸がん、慢

性気管支炎、肺気腫、歯周病、アルコール性肝疾患、循環器病などがあげられる。

生活習慣病予防

生活習慣が要因となって発症したり、進行したりする病気で、加齢や遺伝的な体質も生活習慣病を引き起こす要因となる。生活習慣が病気の発症や進行を左右するため、逆にいえば、生活習慣に気をつけたり、改善することで病気を予防したり、発症や進行を遅らせることができる。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分となった人の財産管理、あるいは介護施設への入退所など、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

措置制度

老人福祉法の規定により、市町村等が職権により必要性を判断し、サービスの種類や提供機関を決定する仕組みのことで、社会福祉施設等に入所させたり、その他の処置を行うこと。

た行

地域福祉計画

社会福祉法第107条に位置づけられ、市町村が地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。すなわち、ソフト(事業)面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・

福祉の資源が連携、統合されて運営されていること。

地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）

介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。各区市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

地域密着型サービス

市町村が事業者の指定や監督を行い、施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができ、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっている。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。（法第8条第14項）

地域支援事業（介護予防事業）

要支援状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成18年4月の介護保険制度改正で新たに導入されたもの。運動機能向上、口腔機能向上、栄養指導改善、うつ予防支援、認知症予防支援、閉じこもり予防支援などの事業がある。

通所介護（デイサービス）

居宅要介護者について、老人デイサービスセンターに通わせ、日常生活上の世話をを行うこと。食事、入浴、レクリエーション、排泄、機能訓練を行う介護施設サービスのことを言います。自宅に閉じこもりがちな要介護者がデイサービスを利用することで、心身状態の維持や向上が図れる他、要介護者の家族の介護による心身の

負担を軽減させることを目標としている。（法第8条第7項）

通所リハビリ（通所リハビリテーション）

居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うこと。（法第8条第8項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを受け、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携し、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることが可能なサービス。

特定健康診査（特定健診）

厚生労働省により、平成20年4月に実施が義務づけされた、メタボリック症候群に着目した生活習慣病予防のための健診。

特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設でない有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うこと。「要介護者のみを対象とする介護専用型」と「要介護者に加えて要支援者や自立も対象とする混合型」の2類型がある。

特定福祉用具

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって日常生活の自立を助けるためのもののうち入浴又は排せつの用に供するもの。（法第8条第13項）

特別養護老人ホーム

身体上、または精神上、著しい障害があり、介護保険制度で介護の必要がある「要介護」と認定された人が利用可能な、老人福祉法上の福祉施設の中の一つ（社会福祉施設）。略して「特養」と呼ぶ。

二次予防対象者（特定高齢者）

地域支援事業の介護予防事業における特定高齢者施策の対象者で、虚弱高齢者（要介護認定非該当者）を市町村が健診や訪問活動等で実態把握をして選定する。

基本健康診査や訪問活動などにより、「介護を必要とする状態に陥る可能性が高い」と判断された高齢者のこと。高齢者人口のおおむね5%程度とされており、地域支援事業（介護予防事業）中、特定高齢者施策の対象者として、「運動機能の向上」「栄養改善」などのサービスを受ける。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいのために判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度。（旧名称：地域福祉権利擁護事業）

認知症

様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こっている状態。記憶障がいや見当識障がい、判断力、実行機能の低下などの中核症状とうつ状態や妄想など日常生活への適応を困難にする周辺症状がある。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」といい、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする方のこと。

認知症ケアパス

認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で生活するために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、その目的達成をするための連携する仕組みのこと。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の要介護者について、共同生活を営む居住において、所定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。（法第8条第19項）

福祉用具貸与

居宅要介護者について、日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため、厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与を行うこと。（法第8条第12項）

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住みなれた地域で暮らすために地域に応じた社会資源を活用しながら、保健、医療、福祉（介護）の様々なサービスを把握しながら、サービスを途切れることなく提供していくこと。

訪問介護

居宅要介護者について、居宅において、介護福祉士等により、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うこと。（法第8条第2項）

訪問看護

居宅要介護者について、居宅において、看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。（法第8条第4項）

訪問入浴介護

居宅要介護者について、居宅において、浴槽を提供して入浴の介護を行うこと。（法第8条第3項）

訪問リハビリテーション

居宅要介護者について、居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うこと。（法第8条第5項）

メタボリック症候群

内臓脂肪型肥満で、①耐糖能異常（高血糖）、②高中性脂肪血症又は低HDLコレステロール血症、③高血圧のうち、2つ以上有すれば同症候群と診断され、心臓病、脳卒中などの「動脈硬化性疾患」の発生頻度が高まるとされている。

有料老人ホーム

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームとは違って、公的補助の無い、完全に民間経営の老人ホーム。

元々は日常生活のサービスのみを主眼にしていたが、最近は終身介護を目指している施設も増えている。

養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活が困難な高齢者を入所させて、養護することを目的とする入所施設。

予防給付

要支援を対象とした介護保険の給付のこと。
(法第52条)

要援護高齢者

身体的または精神的、経済的な困難があり、他者の援助がなければ日常生活を営むのに支障がある高齢者。

一関市高齢者福祉計画策定委員名簿

(敬称略、50音順)

番号	所 属	役 職	氏 名	選 出 規 定
1	一関市保健推進委員連絡協議会	会長	阿部 弘子	(1) 医療保健機関、医療保健団体等の関係者
2	岩手県建築士事務所協会	支部長	石川 悟	(3) その他市長が必要と認められた者
3	一関地区 認知症の人と家族の会	世話人	岩淵 松義	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
4	一関地区広域行政組合	事務局次長兼 介護保険課長	尾形 秀治	(3) その他市長が必要と認められた者
5	両磐ブロック高齢者福祉協議会	会長	熊谷 茂	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
6	県南広域振興局 保健福祉環境部	長寿社会課長	後藤 啓之	(3) その他市長が必要と認められた者
7	一関市教育委員会 生涯学習文化課	社会教育係長	金 誠喜	(3) その他市長が必要と認められた者
8	一関市シルバー人材センター	理事	佐々木文子	(3) その他市長が必要と認められた者
9	両磐地区地域包括・在宅介護支援センター協議会	所長	佐藤 英昭	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
10	一関市民生児童委員連絡協議会	会長	佐藤 洋明	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
11	一関市医師会	理事	佐藤 隆次	(1) 医療保健機関、医療保健団体等の関係者
12	公募		菅原 邦子	(4) 一般公募による者
13	一関市社会福祉協議会	地域福祉課長	菅原 敏	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
14	一関市地域婦人団体協議会連合会	会長	菅原てい子	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
15	一関市老人クラブ連合会	女性部副部長	鈴木 克子	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
16	一関市行政区長会連絡協議会	副会長	鈴木 孝男	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
17	公募		鈴木 みえ	(4) 一般公募による者
18	一関ボランティア団体連絡協議会	副会長	須藤 信子	(2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
19	まちづくりスタッフバンク		槻山 千工	(3) その他市長が必要と認められた者
20	一関歯科医師会	理事	村上 哲	(1) 医療保健機関、医療保健団体等の関係者

一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 23 年 8 月 23 日制定)

(設 置)

第 1 高齢者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、一関市高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的事項について検討すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第 3 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療保健機関、医療保健団体等の関係者
- (2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者
- (4) 一般公募による者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶 務)

第 6 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補 則)

第 7 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。